

委員会議事録

1 水道局関係分

(1) その他（所管事務調査）

○岸本委員

それでは、2点ほどございます。

水道局の適正人員についてでございます。今、お一人採用という募集がかかっていると思いますが、その採用の理由と、今後4年、5年先の適正人員についてお聞きしたいと思っております。もう一点は、今、熊毛地区に給水されて、周南市との契約をされていらっしゃると思っておりますが、その内容をお聞かせ願えればと思っております。その2点です。

○宮崎水道局次長

水道局の定員管理でございますけれども、水道の定員としているところは、今、36名でございます。これは、業務量に見合った人員を確保するというところで36名にしております。

この36名が決まった経緯につきましては、過去、国が示した、集中改革プランで、地方公共団体におきましては、10年間で約9.2%の人員を削減するという通達が出た経緯がございます。平成21年度をもってその人員に下さいということで、水道局もその集中改革プランに沿って人員を減らして現行の36名というところで、一応定めているところでございます。

それと、熊毛地区の契約についてでございますけれども、現在、契約を結んでおりますのは、水道局の施設を周南市にお貸しをしておりますので、林浄水場の施設使用の契約、それと取水、浄水、送水という業務を周南市のほうから水道局が受託をしておりますので、この受託契約について結んでいるところでございます。

以上でございます。

○岸本委員

ありがとうございました。1名採用の理由というのは、退職者が出られたから1名補充なんですか。どういう経緯でしょうか。

○宮崎水道局次長

今、職員が35名でございますので、今1名欠員状況でございます。昨年、募集をかけて36名としたところでございましたけれども、急遽退職者が出たということで、この3月に1名やめますことから、今年度については2名の採用ということで募集をかけております。

以上でございます。

○岸本委員

適正人員が36名ということですが、いろいろ合理化を図りまして、1名でも2名でも削減するということがいかなるものでしょうか。

○宮崎水道局次長

それぞれの水道事業体において、水道局の業務というのはいろいろございまして、アウトソーシング、今言われました業務委託等を行って、人員削減に取り組んでいる事業体もございます。

ただ、私ども光水道局におきましては、近い将来に大きな地震も高い確率で来るといふことも言われておりますことから、それに対応するには、水道局の職員は、安易に業務委託することなくある程度一定の人員を確保することが重要であると、今のところ考えておりますので、人員削減についての考え方は今持っておりません。

以上でございます。

○岸本委員

それでは、熊毛の方の質問させていただきますけど、今、水道料金は幾らぐらいなんですか、済いません。

○宮崎水道局次長

1トンから7トンまでが約10円です。それと7m³を超える場合においては、113円でございます。

○岸本委員

熊毛の送水ですが、周南市の今価格というのは、光市よりは高いんじゃないですか。

○福島水道事業管理者

周南市は30トン以上が230円ぐらいです。はっきりした数字はわかりませんが、それよりは安いはずです。それでも光より高いです。

ただ、熊毛地区の場合には1トン当たり110円だったと、もとの簡易水道で、今後周南市並みに合わすというようなことも聞いておりますが、今のところまだ合わしてないようでございます。

他市のことですから、定かなことではありませんが、私が聞き及んだ範囲内では、そういう形です。

以上です。

○岸本委員

施設を貸し出しているから、水道料金というのは周南市にお任せ、熊毛にお任せとなると思いますが、その送水管というのは、林から直に熊毛に行っておりますんでしょうか、それとも、小周防のほうから水道水が送水されているのでしょうか。

○宮崎水道局次長

今、熊毛地区の水道の施設につきましては、林浄水場に周南市が送水施設を建築されました。そこから島田川を渡って農免のほうに上がりまして、周防を経由して熊毛を経由して、熊毛の支所というんですかね、あの上に樋口配水池というのがございます。そちらのほうの配水池に水を送るということになっております。

○岸本委員

わかりました。以上で終わります。

○土橋委員

自然流下ということについてお伺いをしたいんですけども、今、光市はどのくらいの高さまで自然流下になるのでしょうか。

○西工務課長

光では、現在配水池の高さが65m程度です。自然流下で配水しているところは、およそ40m付近の家までを自然流下で送水しています。

○土橋委員

そうすると、25mの差があるわけですけども、基本的には、65mまでは可能だということ、そういう認識でいいのでしょうか。

○西工務課長

配水池から自宅までの間に途中、給水がございまして、それで、圧力がどんどん抜けていきますので、直接65mの高さの家に水が出ることはありません。

○土橋委員

そうすると、自然流下のところは、今んとこ65mだと言われるけれども、光市の状況から考えて、65mなら全て賄える、要望している人たちのところに全て賄えるという高さだというふうに理解していいんですか。

○宮崎水道局次長

68mから水をおろして行って、届くのは、損失水量、抵抗がございまして、65の位置までは水は届かないだろうと思います。それに含めて、生活をするには、水圧というものが要りますので、水圧を確保するには、今は40m付近までしか、その水圧を確保できないということで、その付近までしか水をお届けすることができないということでございます。

○土橋委員

その言い分はわかりましたが、現実的に65mぐらいのところにある家があるとするな

らば、そういう人たちにはどういう対応をされているんですか。

○福島水道事業管理者

第四次拡張事業で、配水池の拡張とか、浄水場の整備、また給水区域の拡大等をやってきたわけですが、65m、50mからそれ以上の関係については、政策的配慮で、圧送ポンプなりで対応をいたしております。

市内に、まだトーマン団地等含めれば8カ所か9カ所ぐらいあると思います。

○土橋委員

政策的というような意味はどういうふうに理解したらいいでしょうか。

○福島水道事業管理者

これ、話せば長くなるんですが。

○土橋委員

長くても結構です。

○福島水道事業管理者

第四次拡張事業のときに、一番の大きな問題は水利の調整でございました。水利の調整というのは何かと言いますと、第三次拡張事業のときに、水利権の関係で、うちの伏流水が表流水に切りかえられたわけでございます。それをそのまま放置しておく、浄水場の整備で100億円ぐらいかかると、当時の見積もりですが。これを、伏流水に戻したいと、古い議員さんもその辺の経過をよく知っていると思いますが、当時は、表流水を伏流水にかえるということは不可能だったんです。日本全国で光1件だろうと思います。

それをするには、どうしたらいいのかというんで、県に私が相談に行きました。そして、県認可では水利の調整はできないということで、当時の厚生省認可に切りかえたわけです。

ところが、光の人口は5万人ちょっと、給水人口になりますと、もっと少ないということで、これは5万100人で認可をとらなければならないということで、想定される最大の給水人口を設定し、給水区域の拡大もいたしました。そういう形の中で、厚生省認可をいただくということで、平成9年から平成11年まで3年間かけて、この認可作業を行ったわけです。

給水区域を拡大するということは、市民にも有利になると、金銭的にも浄水場整備をして表流水を取るより、圧倒的に光市民のためになるという形の中で、そういう手法をとったわけです。

認可というのは大体8カ月ぐらいでいただけるんですが、3年間かけてやったような次第でございます。

島田川も汚染される可能性もあるので、表流水だけでなしに、伏流水でということで、

そういう方法をとりました。ですから、そういう許可取得の過程の中で、若干高いところも圧送ポンプなりで送ろうという政策的配慮をいたしたわけです。

以上でございます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○土橋委員

私が聞きたいのは、政策的判断でポンプアップをして、市民の要望に応えるという中で、政策的判断だけでそれはできるんだと、市民に何の御迷惑もかけずにというふうに理解をしていいですか。

○福島水道事業管理者

政策的判断の中で、ある程度圧送してユーザーがいるという条件が必要だろうと思います。

例えば、2軒、3軒のためにそういう形はとりません。相当数の数があるという判断の中で、そういう配慮をいたしております。

以上でございます。

○土橋委員

光市には、政策的判断でやられているところというのはあるんですか。

○福島水道事業管理者

大きなところでは、山田団地でしょうか。

○西工務課長

市内の圧送している場所は、山田団地、光井の5丁目、6丁目、そして室積の西ノ庄、それと島田3丁目と三輪の西庄というところが6軒あります。

以上です。

○土橋委員

済いません、三輪、西庄ですか。

○西工務課長

済いません、西庄じゃありません、三輪の西畑です。

○土橋委員

これは、ポンプアップをする場合においては、地元の持ち出しというようなものはあるんですか。

○西工務課長
ありません。

○土橋委員
ありがとうございました。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）（福祉保健部所管分）

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第66号 平成29年度光市介護保険特別会計補正予算（第2号）

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

①第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画（案）中間報告

説 明：松村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

では、今回の障害者福祉基本計画について、とりあえず4項目ほどお尋ねいたします。まず、17ページですが、発達障害者の状況のページになっております。

発達障害以外の障害については、人数とか全部把握されておるんですが、ここだけは、割合による推計になっておるわけです。改めてお伺いしますが、発達障害者の定義はどうなっておるのでしょうか。そして、光市の市内の対象者というのは、把握されているのでしょうか。

○松村福祉総務課長

発達障害者の定義でございますが、発達障害というものが近年の医療等の進歩によっ

て、認知が進んできた障害でございます。発達障害の定義につきましては、平成16年に公布されました、発達障害者支援法で第2条第1項において、まず発達障害について定義されており、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとされております。

さらに、同条の第2項において、発達障害者について、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者という定義がなされているところでございます。

市内の対象者の把握についてですけれども、発達障害につきましては、発達障害だけを対象として交付される障害者手帳がございません。発達障害にあわせて知的障害を有する場合には療育手帳の交付、そうでない場合は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられることが多くありますが、これらの手帳を受けていらっしゃらない方も結構おられると考えております。

また、医学的な診断を受けていない大人の方にも、発達障害を有している方が一定数程度存在していると考えられ、現状においては、実態を把握することは困難であると考えています。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。

所管が違いますけど、学校、義務教育においては、こういう方に対して手厚い教育をされておると認識してますが、福祉サイドとしては、ほかの障害者手帳で、対応が必要な方は全部フォローできておると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○松村福祉総務課長

保育園、幼稚園におきましても、当然低年齢から発症するということでございますので、本市におきましては、こども家庭課それから建康増進課が中心になって、5歳児発達相談というようなこともやっております、そういった中で、全部が救い上げられるわけではないとは思いますが、気になる方については、保育所、幼稚園等と連携して、対応しているところでございます。

○笹井委員

わかりました。大人は大人で、本人における選択対応になろうかと思いますが、子供については、やっぱり行政のほうがいろんな形で把握なり、それに対する対応をしないといけないと思っております。この辺、また計画からずれてきますので、それぞれ所管のところで言ってみたいと思います。

計画で29ページにアンケートがありますが、共生社会の実現のための取り組みで、これを見ますと、障害のある人で、実は一番多いのが行政機関の広報誌、インターネット等での周知、これが16%高い。障害のない人で見ると、これが7.1%と意外に低いんで、この辺は随分障害のある人とない人では捉え方が違うかと改めて認識を強くしたとこな

んです。そこでお尋ねですが、行政機関の広報誌、インターネット等の周知、障害のある方に対しての周知については、どのように取り組んでおられるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

市の広報についてのことですけれども、本市では、障害者週間等さまざまな機会にあわせて、広報誌やホームページやふれあい健康・フェスティバル等のイベントを通じて、障害のある人への配慮などの周知を進めてきたところでございます。

また、昨年度作成いたしました、光おでかけマップでは障害のある人の障害福祉サービスなどを利用したお出かけの方法についての情報だけではなく、障害のある人のお出かけに必要な配慮も含め、障害のない人にも活用していただける内容としております。

一方でアンケート結果では、まだまだ十分に周知が行き渡っているとは言いがたいと認識しています。引き続き共生社会の実現のための啓発活動の必要性があると考えており、さまざまな手法や機会等を活用して啓発等を引き続き行いたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

市の行政サイドも、今までも広報誌とかあるいはホームページなどのネット化などは十分されておると、私も思っていたんですが、その上でアンケートがこの数字ですので、障害のある方で不足していると言われた方に、どこが不足しているのかもちょっと突っ込んだデータもほしいところです。この辺はアンケートで自由記述欄みたいなもので、具体的な中身がわかるようなアンケートを取られていますか、それとも、そこまではわかりませんか。

○松村福祉総務課長

アンケートの中に自由記述欄はございますが、申しわけありません、今手元に資料持ち合わせておりません。

○笹井委員

わかりました。また、その辺興味がありますので、お尋ねするかもしれません。

次、31ページにまいります。

このページでは、障害のある人への合理的配慮ということで、不足している点が載っています。これも障害のある人とない人とを比較してみますと、割と差が出てきているのが、下から4つ目の障害の影響で長時間立ったままで待つことが困難な人に椅子などを用意するというのが、障害のある人からすると14.1%で一番高い項目になっておるところです。

ここで、またお尋ねしたいんですけど、市の取り組みとして、こういうふうな会議とかで、椅子を用意するというような取り組みというのは、市の行政サイドとしては配慮しておられるのでしょうか。

○松村福祉総務課長

市役所での取り組みでよろしゅうございますね、市役所のほとんどの窓口で椅子が準備されていると思いますけれども、一部椅子がない窓口もございます。

お客様の状況等を見て、必要に応じて椅子を準備したり、椅子があるところに移動しての対応がとられているというふうに認識はしておりますけれども、職員に対して、いま一度障害者福祉に関する知識の認識の周知には努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○笹井委員

これは窓口の場合であったり、会議であったり、あるいは施設の入り口であったり、どういう状態かよくわかりませんが、私もそういう目で、もう一回市内を見回してみたいと思います。

31ページのグラフですけど、障害のある人の一番多い、14.1%が二項目あるんですが、障害ない人は19.9%があるんですけど、グラフが19.9%の下の方は低いんですけど、こういうのはきちんとそろえて比較できるようにすべきじゃないでしょうか。

○松村福祉総務課長

確かにおっしゃるとおりだと思います。御指摘を踏まえて検討の上対応したいと思います。

○笹井委員

同様なのが、29ページの中でも見られますし、そういう目できちんと最初につくるときは、チェックをよろしくお願いします。

最後の項目にまいります。48ページに在宅支援ということで、一番下に外出支援のサービスというのがあります。

同じように55ページのほうには移動支援ということで出ておるわけなんですけど、私が聞きますに、タクシー券とか、福祉移動車とか、制度としてあるのはあると聞いておるんですけど、ただ、それは生活目的の移動であって、仕事のための移動は対象にならないというふうなことを聞いております。

この辺の実態はどうなっているのでしょうか。

○松村福祉総務課長

視覚障害者の方の移動に関することでございます。

視覚障害者の移動や外出につきましては、視覚障害者の方が外出する際に、ヘルパーが付き添って援助する、48ページの同行支援と、視覚障害者を含めた重度障害の方が移動する際のタクシーの初乗り料金を助成するタクシー券、これが55ページのものになりますが、この2つがございます。

外出の際に付き添われる同行支援につきましては、国の自立支援のサービスの制度上、日常生活の中で御使用いただくということでございますけれども、タクシー券につきま

しては、特に市の制限ございませんので、どんな場面でも御利用いただくことはできるものでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。タクシー券についてお尋ねしますが、これは距離とか、金額に制限があるのか。それと使用に関しては、これは当然本人の使用ということになるんでしょうか。

○松村福祉総務課長

タクシー券についてですが、初乗り運賃が助成の対象になります。それから、使用に当たっては当然御本人が利用されるというのが大前提でございます。

以上です。

○笹井委員

私も視覚障害者の方で、何人か認識ありまして、お仕事のほうはどうしてもあんま、マッサージみたいなお仕事が生業になられるんですが、なかなか最近数が減ってきているとかいうことを聞いております。一方で、私はいろんなところに旅行すると、夜、ホテルなんかでマッサージを頼むんですけど、山陰のほうのホテルで、視覚障害の方がずっとそのホテルでマッサージをされておられる。ずっとおられるのか、それとも家から来られたのか、そこまではわかりませんが、私の部屋の前で正座をして待っておられて、私は目が見えないので、済ませませんがという話でしたが、そういう方がおられました。

ですから、光市でもきちんと足の確保さえできれば、就労支援につながっていくのではないかなと思っております。そこでお尋ねですが、タクシー券は初乗り運賃ということですけども、それより距離がオーバーすれば、その差額は自腹ということになるんでしょうか。

○松村福祉総務課長

そうですね、初乗り運賃部分のみタクシー券の利用対象となります。

以上です。

○笹井委員

就労支援については、59ページに出ておりますし、ここで細かなことまで定義しているわけではないですけども、今、私が紹介しました事例なんかも含めて、研究していきたいと思っております。また提議をさせていただきたいと思っております。終わります。

②光市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（案）中間報告

説 明：植本高齢者支援課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、高齢者保健福祉計画について、3項目ほどお尋ねします。

最初に44ページですが、地域生活支援プログラムの中で、事業ピックアップとして地域密着型サービスの整備というところが、特出しで掲載されています。

これを見ますと、平成30年は新施設計画はないが、31年、32年は新しい施設の設置の計画はあるというふうに読み込むことができます。新しい施設の事業所の選定はどのように行うのでしょうか。これはこういう計画があるということで、公募か何かをかけるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

本計画におけます介護サービスにつきましては、まず、国の方針や本市の高齢者の動向、さらには特別老人ホームなどの待機者調査の結果などを踏まえまして、サービスの種類ごとに必要見込み量を見込み、次に、この必要見込み量に対しまして、介護サービス事業者を対象とした整備意向調査の結果を反映させているところでございます。

したがって、この意向調査での要望に伴う供給量につきまして、必要見込み量の範囲内となっているサービスにつきましては、当該の要望事業者を選定することとしており、こちらが必要見込み量があるにもかかわらず、意向調査で要望のなかったサービスにつきましては、公募を行うこととしております。

その結果、今、4つのサービスを載せておりますが、上から2番目の定期巡回・随時対応型訪問介護だけは公募で、残りの3つのサービスにつきましては、意向調査結果に基づく事業者を予定しているところでございます。

○笹井委員

事前に事業所に意向調査があるというふうに聞き取れましたが、それは、事業所ごとにこういうサービスに新しくするつもりがあるか、ないかというのを、計画をつくる以前に調査をされておるのでしょうか。そしてその調査は、こういうことを取り組むことができる社会福祉法人、いろいろ種類があるから、私も全部把握ができてないんですが、そういう法人、全部に意向調査をかけたのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

この計画の前提、意向調査を別途実施して、対象につきましては市内の介護サービス事業者を全ての事業者を対象としています。

○笹井委員

わかりました。全ての介護サービスができる事業者に事前にあらかじめ意向調査されて、それに基づいて、計画は目標を立てて、整理されておる。公募になる場合とならな

い場合があるというふうに理解いたしました。

次、45ページのほうにまいります。こっちは特別養護老人ホームの整備ですが、これを見ますと、30年に1施設、31年に1施設ということになります。さっきの質問と同じように、31年も意向調査がみたいなのがあった上で決めるのかなというふうに読み取れます。

一応聞きます。これもどういうふうに業者を決めるのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

この特別養護老人ホームのサービスにつきましても、こちらである程度必要見込み量を定めまして、意向調査の結果に基づき事業者選定をしております。

31年度の1施設29名というのは、前のページの一番下の地域密着型介護老人福祉施設と重複しているところでございます。

○笹井委員

31年が決まっておるということは、30年も実際にやる業者というのは決まっておるということでしょうか。

○植本高齢者支援課長

現段階ではあくまでも予定ではありますが、一応事業者は決まっておるところであります。

○笹井委員

それは意向調査をした結果、適当な業者が1業者しかなかったからそこに決まったということなんでしょうか、それとも何業者かあった中で選考されたのか。さらに、公募されたら、私どもの耳にも入るんですけど、公募はされているのでしょうか、されてないのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

これは、事業者については公募はしておりません。こちらが算出した必要量の範囲内において、必要を賄う事業者としてということで選定したものでございます。

○笹井委員

行政のほうで選定されたということですけど、意向調査においては、特別養護老人ホームでやりたいというところは、1事業者しかなかったですか、それとも複数事業者あったのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

特別養護老人ホームにつきましては、定員が29名以下のものにつきましては地域密着型サービスになりますことから、地域密着型サービスの特別養護老人ホームが1事業者、

それ以外の定員30名の特別養護老人ホームが1事業者、それぞれ意向調査で要望を出してきた事業所でございます。

○笹井委員

ちょっと明確にしますが、この30年度、31年度を含めてもいいですけど、2施設が実際に内定しておるといふふうに読み取れます。それぞれ1事業者ずつしか要望がなかった、それ以外の業者は手を挙げなかったと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○植本高齢者支援課長

そういう理解でよろしいです。

○笹井委員

わかりました。それであれば一応は納得いたします。

45ページの下段のほうには、29年10月末現在の施設区分と定員がありまして、従来型、ユニット型と言われてもようわからんのですが、現在やるところですから、これは施設の名前を教えてくださいませんか。

○植本高齢者支援課長

一番目の浅江地区につきましては、社会福祉法人光富士白苑さんが運営します光富士白苑、島田・上島田・三井・周防地区につきましては、社会福祉法人ひかり苑が運営しますひかり苑、光井・室積地区につきましては、社会福祉法人の光寿福祉会が運営します光寿苑、大和地域につきましては、社会福祉法人の大和福祉会が運営しますやまと苑でございます。

○笹井委員

市指定とか、県指定とか、ユニット型とか、従来型とかありますけど、それはあくまでも内訳の区分であって、今4つの地区ごとに4つの名前を出したそれがこの数を運営されておると、そういう理解でよろしいんですね。

○植本高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。最後の質問にまいります。

60ページに中段、敬老行事と長寿祝い金支給があります。それぞれ予算書にも上がっておるところですから、予算額は一応私も把握はしておるんですが、この行事の対象者はどのようになっていますでしょうか。

そして、地区ごとにされておる事業になると思うんですけど、地区によって対象者とか、あるいは内容について違いがありますでしょうか。

○植本高齢者支援課長

まず、敬老行事につきましては、市内の各地区において、実施される敬老会や敬老の集いといった、敬老行事に参加される70歳以上の方々を対象としております。

それと、長寿祝い金の支給につきましては、当該年度に88歳を迎える方については1万円、99歳の方について2万円、100歳以上の方については3万円の市内共通の商品券をお渡ししているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

地区によって違いはないと、そういう理解でよろしいですか。

○植本高齢者支援課長

敬老行事につきましては、各地区の主催の敬老会や敬老の集いでございますから、地区ごとに内容に多少の違いはあろうかと思えます。

長寿者祝い金の支給につきましては、地域には関係なく支給をしているところでございます。

○笹井委員

理解をいたしました。高齢化が進んでおる中で、この対象者は、過去にもいろいろ変動して、どちらかという、引き上げの方向でやってきておるといふふうに理解しております。段階、段階でこの辺も見直していく必要があるのかなとは、私なりには認識しております。またその節には提案をしたいと思えます。

終わります。

○大田委員

この計画をつくるには大変御苦労されたと思えます。そこでお聞きしたいんですが、特養に入る対象者が5,000人程度見込まれると、聞いておるんですが、今、4施設ありますが、随分足りないように思っておるんです。それで、30年度、31年度に1カ所ずつ設けると。

今までは、大体各地区に1施設ずつ割り当てて設けておられたように、聞き及んでおるんですが、今度は平均で設けるんじゃないかと、1施設だけしか設けないということですが、地域というのは、考えてないんですか。

○植本高齢者支援課長

先ほどの5,000人というのは、先ほど御説明させていただいたのは、光市において、何らかの認知症状が見込まれる方が5,000人というふうにお答えしたものでございます。

ですから、一応、待機者調査も含めまして、こちらとしては、そこまで整備が必要であるとは思っておりません。

あと、地域バランスですが、特養の整備は第6期計画におきまして、各地区で80床の整備が整えられたことから、これ以上の整備につきましては、地域を外してこちらが見込んだ必要量に対して、事業所の要望等がございましたら、それを受けて整備を進めることとしております。

以上でございます。

○大田委員

現在は、国では大体、介護3以上が特養に入れるという基準となっているんですが、待機者が何人と、見込んでおられますか。

○植本高齢者支援課長

この3月に本市独自の待機者調査を行いまして、特養の待機者につきましては、介護3以上が142人という結果が出ております。ただ、この142人の方が全て早急に必要な方とは限りませんので、142人の方をお一人一人の状況を調査いたしまして、その中でも、例えば常時ショートステイを利用している方とか、デイサービスを、在宅で限度額いっぱい利用されている方を抽出いたしまして、それが大体40人程度が見込まれました。

第7期計画におきましては、後期高齢者の人数がまだ増えるということが見込まれ、特養の入所者の平均年齢が90歳弱であることから、そうした後期高齢者の伸び等を勘案しまして、大体、50床から60床の整備が必要ではなかろうかという試算をしているところでございます。

○大田委員

私の聞くとところによると、特養に入ろうと思ったら百何人目とかになるというような具合なんですよ。今お聞きしたら、40人程度という答弁だったんですが、そここのところの違いを教えてください。

○植本高齢者支援課長

特養の入所につきましては、各施設ごとに入所の、判定委員会等を開いて検討をされているというところがございますから、特養の入所にどれくらい順番を待てばいいのかという、そこら辺は把握をしておりません。

○大田委員

私は、多分知っておられると思うんですが、現在においては4地区にあって、今度は施設に応じて建てていくということで理解しました。今後とも介護3以上の方が多くなるとお思いますので、その施設もよろしくお願ひしたいとお思います。終わります。

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑

○土橋委員

民間診療所についての現状を聞いておきたいと思います。

○柏木健康増進課長

前回の議会以降の活動状況でございますが、11月の18日に東京で開催された徳山高校の同窓会でチラシを300部配布しております。それから11月8日に広告メールの配信を1,959通行っております。これはクリニック開業経営に関するメールマガジンの受信登録者に対して行ったものであります。

勤務医で年齢は60歳未満の方を対象に、診療科目は、泌尿器科または眼科について、勤務先が島根、岡山、広島、山口、福岡、長崎、熊本、大分、東京のエリアに対して、泌尿器科は加えて、埼玉、千葉、神奈川、京都、大阪、兵庫のエリアに対して送っております。

以上でございます。

○大田委員

以前から、私、一般質問でやらしていただいておりますが、子どもの医療費の無料化についてお聞きしたいと思いますが、0歳から15歳までの対象人口のうち乳児医療、子ども医療の該当者の数字がおわかりだったら教えていただきたいと思います。

○西村子ども家庭課長

9月30日現在の数値で申し上げますと、乳幼児医療0歳から6歳までですが、人口が2,341人うち受給対象者が1,538人、子ども医療費、小学校1年生から中学校3年生まで、人口4,075人のうち受給対象者が2,068人、合わせまして人口が6,416人のうち3,606人が、9月30日現在の受給対象者となっております。

○大田委員

今年度の8月から中学3年生までは、児童の対象を拡充されたと思うんです。それについて新たな対象者の人数を教えていただきたいと思います。

○西村子ども家庭課長

小学校4年生から中学校3年生まで6学年を新たに拡充いたしまして、1,308名が受給対象者となっております。

○大田委員

それに対して、8月以降の拡充分の実際に受診した人数がわかれば、また金額もわかれば教えてもらいたいと思います。

○西村子ども家庭課長

8月から10月分の診療分の3カ月分でございますが、延べ件数で3,817件、実人数が1,757人、金額は約770万円でございます。

○大田委員

そんなに増えたように思わないですが、これからも増えるんじゃないかと思いますが、十分対応してください。よろしくお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

3 環境部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）（環境部所管分）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第65号 平成29年度光市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

説 明：小田環境部次長兼下水道課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

※報告事項

①第2次光市環境基本計画リーディングプロジェクト（後期分）（素案）

説 明：原田環境政策課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、リーディングプロジェクトについて、大きく分けると3点ほどお尋ねします。

まず、最初にリーディングプロジェクトの5ページですが、こちらのほうに数値目標の③公共施設における太陽光発電システムの設置件数で12件となっております。この12件がどこなのか、教えてください。

そして、この太陽光発電システムによって、設置しとる施設の必要電力の大体何割ぐらいが発電できておるような勘定になるのでしょうか。

○原田環境政策課長

今、お尋ねのありました施設なんですが、12件を申し上げます。

周防の森ロッジ、あいぱーく光、一部事務組合であります、消防組合本部、これも一部事務組合であります、えこぱーく、学校が小学校が2つ、塩田小学校と東荷小学校、中学校が2つ、光井中学校と浅江中学校、そして給食センター、里の厨、室積コミュニティセンター、地域づくり支援センターでございます。

それと、後段のほうの御質問で、その施設の使用される電力についてどの程度太陽光発電がカバーしているのかという内容だったと思いますが、施設によって、結構幅がございまして、2.1%から83%とばらつきがございまして、12施設全体の発電量と12施設全体の必要電力量の合計で積算しますと、おおむね15%程度となっております。

○笹井委員

わかりました。ありがとうございました。

次に行きます。8ページの数値目標の⑧鳥や魚、植物などの身近な生物の豊かさに関する満足度、近況が80%なんで、アンケート上は高い数字が出ておるのかなと思っておりますが、実際、光市内のどこで何が見れるのか。そういったことは現地に看板を立てるとか、あるいは市のホームページを、探して見たですけど、それに該当することがなかったような気がするんですが、そういったホームページなどは整理されているのでしょうか。

○原田環境政策課長

鳥、魚、植物と、所管等が多岐にわたりますので、集約しております内容でお答えさせていただきます。

まず、鳥についてでございますが、千坊山の野鳥の森や島田川の河口の水鳥への道の周辺がバードウォッチング等としてよく利用されておまして、現地にもイラスト入りの看板が設置されております。なお、野鳥の森では、キジとかヒヨドリ等の山野の鳥、島田川では、カモメやカモやサギ類等の水辺の鳥が中心となります。

次に、魚についてでございますが、これは島田川地区が中心となりますが、毎年、旭橋付近で親と子の水辺の教室を開催しており、その拠点となっております、周防の森ロッジの入り口に結構大きい看板として、島田川に生息する魚の看板を設置しております。具体的には、鮎とかオイカワとかヨシノボリ等の淡水魚となります。

なお、海については、クサフグの産卵期にその都度、看板を設置しているという状況でございます。

最後に植物でございますが、天然記念物であります牛島のモクゲンジ、タブノキ、ヒトツバハギについては、表示板を設置し、また、市内全域となりますが、新名木百選の表示等を行っております。

なお、ホームページにつきましては、文化財及び海浜植物について、それぞれアップしているところでございます。

○笹井委員

ホームページで、文化財と海浜植物についてアップしとるということは、逆に言うと、鳥、魚、あと海浜じゃない植物について、今の名木百選なんかは、ホームページにアップがないということでしょうか。

○原田環境政策課長

おっしゃられるとおりでございます。

○笹井委員

現地に看板が、言われれば確かにあったなと思うんですが、私ども、比較的長く住んどの市民じゃからわかることで、こういったところの満足度指標を向上させていこうというからには、やはりこういうことを知りたい、こういう場所に行ってみたいという方への情報提供が必要であろうかと思われま。

ちょっとこっから発展して聞くんですけど、例えば、牛島のモクゲンジの案内看板、これ設置していますけど、そちらの環境のほうの所管の看板なんでしょうか。

○原田環境政策課長

教育委員会でございます。文化財でございますので。

○笹井委員

わかりました。この看板は、そのとおりに行ったら、最後は迷って本当にここ行っていないだろうかみたいな案内になっていたんですけど、所管が違いますから、そちらのほうで聞いてみましょう。

場所だけ確認したいんですけど、10ページの上から5行目から6行目、市民の森自然観察林の整備、所管は水産林業課になっていますけど、これは、具体的にはどこになるんですか。

○原田環境政策課長

コバルトラインの周辺に、野鳥の森とか紅葉の谷とか、いろいろあのあたり一体が市民の森でございます。

○笹井委員

わかりました。この辺も聞きたいことがありますけど、一々所管が書いてありますので、また、所管のほうに聞いてみたいと思います。

最後の項目は19ページにまいります。

前期5年間のリーディングプロジェクトの評価検証ということで、メガソーラー発電所の進出促進というのがあります。

場所はゴルフ場跡地と書いてありますから、浅江の虹ヶ丘の上のところだと思うんですが、これはもう稼働しておるのでしょうか、そこら辺は、稼働状況も含めて把握されておられますでしょうか。

○原田環境政策課長

お尋ねの山口光太陽光発電所でございますが、発電出力が19.5mw規模で、かなり大規模でございます。運用状況につきましては、平成29年1月15日に運用を開始されたと聞いております。

なお、例えば、発電量等の詳細な稼働状況につきましては、民間企業による発電所でございますので、公開されておらず把握はいたしておりません。

○笹井委員

わかりました。民間ですから、事細かな売り上げとか、発電力量というのは報告の義務がないので、そういう回答になるかとは思いますが。

理解しました。終わります。

○西村委員

1点要望させていただきます。

3ページのみんなで輝くLEDで光をまちのプロジェクトというところがございますが、一番最初に、LED照明を導入している公共施設の数というのがあります。今回目標値は書いておりませんが、一向に本庁を含め、教育委員会、それからあいば一く、各種学校、LED化が進んでおりません。

それで、多大なお金もかかることでしょうが、今どきは照明器具を取りかえなくても、電球だけを取りかえるというLEDもあります。公共施設にふさわしい照明器具もあるかと思えますけども、具体的にこのように進めていくと、予算についても、蛍光灯は生産中止になるわけですから、きちんとした計画をできたら、この素案、3月で本案になると思いますが、そのあたりには、ある程度具体的な道筋をお示しいただけたらなというふうに思っております。

要望です。以上です。

(2) その他（所管事務調査）

質 疑

○萬谷委員

それでは、下水道事業についてお尋ねいたしたいと思えます。

公営企業会計移行への取り組み調査について、一般質問もさせていただいたんですが、そこで一定の理解はいたしましたが、もうちょっと理解を深めるためにお聞きします。

累積赤字の解消が見えてきてという、次の段階として、経営基盤を確立させるために、平成32年4月から公営企業会計への移行を目指して準備されているということでしたが、まず、準備に至った理由というか、背景についてお尋ねしたいと思えます。

この契機は、多分平成27年1月に国からの公営企業会計の移行要請があったと思われるんですけども、下水道事業の場合、任意適用事業となっていると思えます。地方公共

団体の判断によって公営企業会計への移行が行えるという形なんですけども、あえて国が移行を要請した理由というか、そのようなところでどのように把握、理解をされているか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

準備に至った背景、また、あえて国が要請した理由というお話だったと思います。

国からの要請内容につきましては、平成27年1月の総務大臣通知により、人口3万人以上の団体について、平成32年4月までに公営企業会計へ移行するよう要請を受けたものでございます。

お尋ねの要請理由としましては、下水道事業については、資産規模も大きく、地方債等の債務残高も全国的にも巨額であり、資産管理の必要性が高いこと、また、下水道施設の老朽化が進み更新等の必要性が高いこと、住民生活に不可欠なサービスであり、人口減少化、今そういう状況にありますので、そういう状況下にあっても、事業を継続していく必要がある、こういったことから特に、公営企業会計を適用する必要性が高い事業である、そういった理由により、あえて国が要請したものであるというふうに把握しております。

以上です。

○萬谷委員

わかりました。国においては、そういう理由だということで考え方は了解しました。

光市では、つまり国のそういう考え方に光市としても国の要請に応じて、移行準備を進めるということだと理解をいたしました。

もう一点お尋ねするんですが、公営企業会計を適用するに当たって、相応のメリット、デメリットというのがあると思うんです。その辺の考えがありましたら、お示しいただければと思います。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

世間一般的に言われていることではございますが、まず、メリットについてでございます。

公営企業会計は、会計が複式簿記になりますので、損益計算書、貸借対照表などが作成されます。これによりまして、経営状況の分析などができるようになり、官公庁会計に比べて経営判断を行いやすくなるかと考えております。

また、企業会計では、資産の減価償却を行うようになりますので、固定資産の評価によって得た情報をもとに、中長期的な視野でのコスト分析ができるようになりますし、将来における施設の更新や資産の運用方法についても目標設定ができるようになります。したがって、持続性を持った経営が行えるようにならうかと思っております。

次に、デメリットについてでございます。

複式簿記等の専門知識が必要であることや、経営事務の負担増が発生すること、また移行に当たっては、固定資産台帳の整備やシステム構築などの費用が高額となること

考えられます。

なお、本市の場合、特に、現状多額の地方債残高等の負債を有しているところであり、企業会計移行後に多少とも余剰資金がなければ、会計が成り立ちませんので、こういった点はデメリットであると考えております。

以上です。

○萬谷委員

了解いたしました。累積赤字の目鼻が一応ついたというところで、これからの法適用はやり方次第では、下水道事業の将来に大きな影響を及ぼすと考えております。

さまざまな市民が暮らしやすさという、住みやすさという部分の一つで、いろいろ申しておりますけれども、公共料金の安さ等も一つの理由となっておると思いますので、この大きな影響を及ぼすというところ、大きな本当に大切なプロセスとなると思いますので、そのあたりの取り組みをしっかりとお願いしておきたいと思います。終わります。

○土橋委員

私も今の話の続きなんですけども、市民にとってメリットがあるんだろうかというふうに思うんです。今、言われたことは、国の言い分でありますけども、率直にお伺いしますけれども、光市は公営企業のほうがいいと思っているんですか、それとも特別会計でやっても問題ないというふうに思っているんですか。

公営企業でやるというのは、値上げが自由にやれるというようなものが根底にあるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうかね、ざっくばらんな話は。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

まず、市民の皆様に対するメリットというお話をいただきました。今現状、下水道会計というのは、料金改定等もやはりしなければいけないような会計でして、市民の皆様に見ていただく際に、経営状況が非常に見づらいというのがあろうかと思います。それは、官公庁会計の単式簿記という形がありますので、そういうふうになってきますが、今後公営企業会計になりますと、複式簿記になりますので、下水の財産の状況、そういったものもわかりますし、経営状況も明らかになってくる。そういう中で、説明責任も市民の皆様を果たすことができるようになるかというふうに考えております。

一方、公営企業会計になったらいいか、ならなきゃいけないかという話もいただきましたが、現状、今申しましたように、経営状況が非常に見づらいというのがありますし、我々もお金がないから料金改定ということを告げておりますが、そういったものに対しましても、下水道課自体で責任を持って状況を把握して、料金改定についても当然責任を持って行えると、経営状況を判断するということになりますと、やはり現状の一般会計による官公庁会計では、財産の状況など見えてきませんので、将来的には、下水道事業も企業会計となってというのが、今からの経営の考え方ではないかと考えております。

以上です。

○土橋委員

質問には全然答えてないんだけど、だから役所としては、国の言いなりというふう
に考えざるを得ないんですけども、市民にとっては、決算状況やらなんやらというのは、
そんなに大きな問題じゃないんですよ。要は、昭和60年ぐらいから始まってるわけで、
本管が古くなっていますから、今から金がぶちかかる。そういうときに、光市は、最後
の質問として、いわゆる一般会計からの繰り入れというのは、法定外も含めて想定はし
ておられるんですか。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

一般会計の繰り入れにつきましては、現状いただいておりますが、公営企業会計へ移
行した場合、繰入基準ということにつきましては、基本的に現状と変わらない部分がご
ざいます。

しかしながら、今、現状基準外の赤字補填的な繰入金をいただいております。基準外
繰入金につきましても、公営企業会計になりましても、そういったことは許されてお
りますが、このあたりにつきましては、今から経営状況や財産の状況、そういうのを見て、
財政課と話して行って、どうしようかという対応になろうかと思えます。

基本的には一般会計繰入金の考え方は変わりませんが、金額や基準外繰入金の算出の
方法、こういったものは、今から話していくものであろうかというふうに思っておりま
す。

以上です。

○土橋委員

最後に、これは公営企業法の適用を受けるわけでしょう。ということになると、これ
からは病院あり、水道あり、そして下水ありというような形で行われるんですか。聞く
ところによると、水道にひっつけるみたいな話を聞きましたけれども。

○福原下水道課公営企業会計担当課長

適用範囲という考え方がございます。先ほど、下水道は任意適用ということで、全部
適用、財務適用というものを選択できるような話をされたと思いますが、その適用範囲
を若干申し上げますと、全部適用は意思決定が公営企業内で完結するため、公営企業に
求められている機動性にすぐれている反面、組織を一般行政部門とは別に独立させるた
めに、人件費の増加、そういったものが起こってくるようでございます。

一方、一部適用は、全部適用とは逆に人件費の抑制をできる反面、意思決定は、一般
行政部門と同様に関係部署との合議や予算調整、査定が伴い、機動性に欠けるとい
うものがございます。

それぞれメリットやデメリットがあるわけですが、全部適用の場合、先進地の事例か
ら、今、議員が申されたように、既に地方公営企業法の全部を適用している水道局の統
合もあるようには聞いております。

現在、下水道会計の資産の状況や負債等の状況、また経営状況等を密に分析している

ところでございまして、こういった準備過程において、そのあたりも含めて検討していくものであるというふうに考えております。

具体的に、今のところ結論というものは出ておりませんが、以上です。

○土橋委員

これ以上、話しても長くなるというのと、もう一つは、こんな大事な問題を、今日みたいな話で、いや議員にはしたよみたいな形で終わるのかどうなんかわかりませんが、委員会としても、何らかの対応はすべきじゃないかというふうには思います。

私自身も、ちょっと勉強して、議会等で取り上げたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたい。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算（第4号）（建設部所管分）

説 明：松並都市政策課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) その他（所管事務調査）

○笹井委員

では、大きく3項目ほどお尋ねします。

まず、一般質問でトイレのことを取り上げましたが、細かい部分なんで、この委員会の場でお聞きしたいと思います。冠山総合公園のトイレはどのような状況であるのか、基数、それからそのうち洋式の数を教えてください。

○松並都市政策課長

冠山総合公園のトイレについてでございます。

現在供用区域内に通常の来園者が使えるトイレが8カ所ございます。そのうち男性用の大便器が8カ所合計で10基のうち洋式が3基でございます。それから女性用トイレ、これが8カ所合計で22基のうち洋式が5基でございます。

以上でございます。

○笹井委員

8地点にあるということですけど、そのうち身障者用トイレはどうなっていますか、全部の箇所それぞれあるんでしょうか。

○松並都市政策課長

8カ所のトイレのうち、多目的トイレは6カ所に設置をしております。

○笹井委員

わかりました。8カ所ある、地域的なバランスもあって、手薄なところがあるのかなとも認識していますが、私もこの辺もうちょっと現地を見て確認してみたいと思います。

次の項目に行きます。ゆめ花博については、これも所管建設部でよろしかったですか

ね。聞いてみたいと思います。

ゆめ花博について、これ来年の話で、もうすぐなんですけれども、光市としてどのような取り組みをされておるのでしょうか。

○松並都市政策課長

平成30年山口市で開催の全国都市緑化やまぐちフェア、通称山口ゆめ花博について、本市の取り組みについてでございます。

まず、連携会場の設定がございます。これは博覧会の趣旨に沿って、イベントや情報発信を行います県内各地の公園や緑地のうち61カ所が、この位置づけを受けておるわけなんですけれども、光市におきましては、冠山総合公園、伊藤公記念公園、それから農業振興拠点施設里の厨が位置づけられております。

開催まで1年を切ったということで、既にPRのための、いわゆるプレイベントが始まっており、11月以降スタンプラリー、これは県内各地の連携会場を順次めぐるという趣旨でございますけれども、が行われているところでございます。

それからもう一つ、市町デーの取り組み、フェア実施期間中に市町デーが設けられることとなっております。光市にとりましても、魅力発信の機会と捉えられますことから、花と緑だけにとどまらず、観光振興あるいは歴史文化といった光市の魅力をPRできるよう、庁内関係部局を交え検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

まずは、連携会場のほうからお尋ねします。今、3会場あって、スタンプラリーをやっているというのはわかりました。ということは、来年度、平成30年度において、この3会場においても、大なり小なり規模はいろいろあるんでしょうけど、何かしらの式典なりイベントがあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○松並都市政策課長

規模は大小、仰せのようにあるかもしれませんが、こういった取り組みができるのか、光市内での取り組みということは、それぞれの施設管理者も含めて、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○笹井委員

連携会場でしたけれど、スタンプラリーだけだったみたいなことにならないように、それぞれの施設の目的とか、利用増進のために、ゆめ花博をうまく利用するような形で取り組んでいただければと思います。

市町デーについて、光市の日みたいなものがあるんでしょうけれども、もうそろそろ日にちぐらいは決まってないと、市だけじゃなくて恐らくいろんな団体にも絡んでくる話だと思うんですが、まだ公表できないのでしょうか。

○松並都市政策課長

事務局と調整を図っているところでございますが、まだ申し上げる段階ではございません。

○笹井委員

このようなイベントで思い起こすのは、17、8年前になりますけど、きらら博のときに光市の日がありまして、本当に大ホールを借り切って、猿回しをやったりいろんなステージイベントをやったりと、光からもバス何十台で行った。

私は当時、そっちのほうにはおりませんで、会場にはおったんですけども、光市の人の話を聞くと大変いい思い出になったというふうな形でした。

今回の市町デーについても、市の行政として参加するのは、これは最低限それがないと市町デーにならないと思うんですけども、光市のいろいろな文化団体、市民団体、芸術団体みたいなものが、その市町デーで何か参加する、一緒に取り組む余地はあるんでしょうか。

○松並都市政策課長

いわゆる市民参加に関してでございます。県におきましては、来年の開催に向けまして、既に、県民会議ですとか、コアメンバー会議といった、県民参加の促進に努められているところでございます。

光市におきましても、可能な限りの協力と連携に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○笹井委員

今、博覧会協会のほうで、県民参加を募集してまして、何通りかあるんですけど、営業所というのは、ちょっと除きますが、12月31日までに県民参加企画を募集している。あとステージ参加企画については、来年のたしか2月末までに、書類ごとに締め切りが違いますが、募集しておるんですけど、光市として特にいろんな市内の団体にそういう県民参加、ゆめ花博への参加を促進するような働きかけというのはされておられますでしょうか。

○松並都市政策課長

現時点では、そういった取り組みはしておりません。

以上でございます。

○笹井委員

参加したいという希望がある場合は、県民参加のテーブルにのるか、もしくは、さっきの回答であった、市町デーで光市の日としてやるか、どちらかの二通りしかないわけ

です。ゆめ花博のような大きいイベントですと、市内のいろんな団体で何か参加できるようなところ、お手伝いできれば、出演とか、発表できればという話は聞きます。

光市として、県民参加か、市町デーになるか、これは案の話ですけど、そういう団体についての相談とか、あるいは募集みたいなものはかけられる予定はありますでしょうか。

○松並都市政策課長

現時点では、そういった取り組みの予定は持っていません。

以上でございます。

○笹井委員

県民参加については、県がやることですから、余り光市にどうこういっても難しいのかなと思いますが、市町デーに関しては、行政だけでなく、何かしらの団体が当然絡んでくると思います。そのときに、市役所とつき合いがある団体だけ連れて行って、発表させてもらえたみたいなのは、私はおかしいんではないかという危惧をしております。

市のほうで、市町デーをやるから皆さん参加したい、一緒にやりたいという方、相談に来てください、声を上げてくださいというステップがあった後に、物理的に可能なもの、不可能なものもあると思いますが、切磋琢磨して、光市の日みたいなのを一緒に作り上げましょうという事前に手を挙げる段階が、必ず要ると思います。これから募集とか検討される時間はまだもうちょっとあると思いますので、その辺はぜひ検討していただきたいと、これは要望にしておきます。

最後の項目、同僚議員の景観についての一般質問の中で、成人のつどいにあわせて景観のシール投票をやりたいと、いうことだったと思いますが、このやり方については、具体的にある程度詰めたものがありますでしょうか。

○松並都市政策課長

このたびの議会、一般質問で、建設部長答弁で申し上げました、明年1月の光市成人の集いの会場で、現在募集をしておりますふるさとひかりの景観10選、この一部のパネル展示をすることとしております。

ここで、来場した新成人の方にシールを一人ずつお配りして、お気に入りのものに貼りつけてもらう、シール投票をしていただくこととしておりまして、今後進める10選の選考にあたり、参考の一つにする予定にしております。

以上でございます。

○笹井委員

わかりました。先に配るわけですね。

その場で配ると、結構よくあるんですけど、自分の好きなものに何枚もべたべた貼ってしまうみたいなことがあるわけなんですけど、今、先に配るというふうにお聞きしましたんで、それはないかなと。

あともう一つ、よくあるのが、男性には青、女性には色違いを配って、それで貼っててもらったら、ある程度男女の違いなんかもわかって分析の参考になるみたいなこともあります。そうするといろいろ配るのが面倒くさくなるんですけど、そういったことは考えておられますか。

○松並都市政策課長

男女別に色を分けるということは現時点では考えておりません。
以上でございます。

○笹井委員

わかりました。私も似たような企画をいろいろやって、なかなか困難なところや、うまくいかなかったこともあります。ただ、こういうふうな形での市民意見の把握というのは、今までにないやり方なんですけど、割とコンスタントに結果が出てくると思っておりますので、期待しております。

終わります。

○岸本委員

冠山総合公園について質問いたしますけど、公園で梅まつりとか、ばら祭の期間中は避けて、グラウンドゴルフ大会ができるような公園にしたらどうじゃろうかと、私は思います。そのまんま通路とかいろんなところを利用すれば全く資金がかからない。市民、子どもからお年寄りまでが、遊べるコースというか、普通大体グラウンドとかスポーツ公園で開催しておりますけど、やっぱりあれだけきれいな日本庭園がありますし、手入れが行き届いた公園ですから、あそこで開催したら、すごく市民の方の来場も多くなると思います。また、プレイ料を取れば少しは管理費の削減にはなるとして提案させていただきましたけど、いかがでございましょうか。

○松並都市政策課長

グラウンドゴルフ大会の御提案をいただきました。

グラウンドゴルフは、市民の方が、身近な公園で、お年寄りも含めて、健康づくりのためになされていますが、大会となりますと、やはり公園の位置づけ等、あるいは規模等にもよりますが、市内には光スポーツ公園と大和総合運動公園という、運動公園という位置づけの公園がございますことから、その一方で、冠山総合公園は、梅を中心に四季を通じて花木を楽しめる公園ということで、総合公園という位置づけになっております。いわゆる公園の色づけも違うということになりますが、現在、指定管理者制度を導入し、指定管理者がいろんな取り組みや企画、それから運営もしていただいております。こういった御提案をいただいたということは、機会があれば指定管理者と話はしてみたいと思っております。

以上でございます。

○岸本委員

よろしくお願いいたします。以上です。

○大田委員

毎回毎回聞くんです。岩田駅前コンパクトシティで、自転車置き場はその後どねえなっているのでしょうか。毎回毎回聞くんですけど、よろしく。

○松並都市政策課長

岩田駅周辺地区整備基本方針の施策・事業例の一つとして掲げました、駐車場、駐輪場の整備の進捗についてのお尋ねかと存じます。

方針策定後、いろんな事業が動き出している中で、駐車場と駐輪場の整備には至ってはおりませんが、必要性については十分認識をいたしております。優先度について庁内でしっかり議論をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○大田委員

優先の順位というても、本当いうたら、もうとうに終わっていなくちゃいけないわけです。優先の順位も最優先してもらいたいんですが、そこんところもう一度お聞きします。

○松並都市政策課長

終わっていなくてはならないというのは、その方針の中で、前期、たしか5年間で取り組む事業という位置づけをしていたということへの、5年間経過したのではないかという御指摘かと存じます。

県道や住宅、それからコミュニティセンターの事業も進んでおる中で、あれもこれもというわけにもいかないというところもございますけれども、しっかり庁内関係部署と検討を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと存じます。

○大田委員

しっかり御検討してもらうて、最優先に進めてもらいたいと思います。

また、補正予算でも出ちよった公園整備事業が上がっておるんですが、都市公園の一部を県道で道路を拡幅したんですよね。都市公園に対して敷地を狭くする場合は、ほかに代替地を設けるとかというのが、確か法律上であったと思うんじやが、その関係はどのようなになっているのか。光総合体育館の横んところの県道拡幅工事をされとるんですが、あそこの拡幅したところまでが、光総合公園の敷地内だったと思うんです。

それと、今後コンパクトシティにおいて、総合複合型施設を設けるところに公園があったと思うんです。それも今度なくなるわけです。そのところに代替地を持ってくる

ようにというのが確かあったと思うんですが、どのようになっているのかお教え願いたいと思います。

○松並都市政策課長

都市公園としての供用区域であったところを公園でなくしたことへのお尋ねかと存じます。

まず、最初の光井の光スポーツ公園のエリア、県道の整備、今ちょうど工事中でございますけれども、県道用地に変更をいたしました。これは光市の都市公園のエリアを一部廃止いたしまして、県道の道路用地として、県に譲り渡したところでございます。

もう一つ、大和の岩田の中央公園、これは廃止をいたしまして、ちょうど建設が始まりました、大和コミュニティセンターの用地に、これも用途変更したところでございます。

いずれも都市公園法の規定によりまして、公園の用に供するよりも、他の公共用地に活用するほうが望ましいという判断のもとで、公園廃止という手続を経たものでございます。

以上でございます。

○大田委員

用途廃止の手続をしましたと、それはわかるんです。代替地を設けるようにという一文が載ったと思うんですが、どういう理解をしたらよろしいのでしょうか。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○松並都市政策課長

大変失礼をいたしました。都市公園の廃止に関して、都市公園法の規定について御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、都市公園法の中で、次に掲げる場合のほか、都市公園の区域の全部又は一部を廃止してはならないとされておりまして、その次に掲げる場合といたしまして、まず、1つ、都市公園の区域内において公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合という規定がございます。

先ほどお尋ねの2つの件につきましては、これに該当するという事で廃止をしたものでございます。

そのほかにも、議員仰せのように、廃止される都市公園にかわるべき都市公園が設置される場合という規定もございますけれども、申し上げましたように、お尋ねの件につきましては、公園でない、その他公益上特別の必要があるという規定に基づきまして、一部を廃止したところでございます。

御理解賜りますようお願い申し上げます。

○大田委員

私としちゃ、せつかく公園があるんじゃから、潰すんじゃったら、ほかに同規模程度
のものを設けたほうがいいと思います。それで結構でございます。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

5 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第63号 平成29年度光市一般会計補正予算(第4号)

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

※報告事項

①第3次光市地産地消プラン(案)中間報告

説 明：酒谷農業耕地課長 ～別紙

質 疑

○笹井委員

それでは、地産地消プランについて、大きく7項目、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

最初に6ページですが、ここに林業と水産業の現状が書いております。ところが、5ページを見ると農業のほうは農家数とか、あと主要な水稻、大豆、麦の生産状況とかが過去にさかのぼってわかるようになっておるんですが、6ページを見ますと林業も水産業も、結局その業界の人が何人おるのかとか、生産量がどうなのかというのが全く分からないんですが、これはきちっと記載すべきではないでしょうか。

○弥益水産林業課長

林業関係のデータについてはございませんが、水産業関係についてのデータはございますので、今後検討してみたいと思います。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

次、9ページの一番下のほうで、これ漁業の関係ですけど、漁獲高が回復傾向にあるなど書いてあります。さっきの質問とも絡みますけれども、この今いただいた資料だとうどう回復しちよるんかさっぱりわからんのですが、直近の漁獲高とかが数字がわかりましたらちょっと教えてください。

○弥益水産林業課長

漁獲高について、港勢調査の出典によるところの光漁港の属地陸揚量で申しますと、平成25年は約100トンと減少しておりますが、近年では新規漁業就業者の操業も増え、平成26年は約120トン、平成27年は約110トンと少し波はございますが、増加傾向にあります。

以上です。

○笹井委員

25年より遡れば、ずっと落ち込んできたとは私は理解していますので、ここは下げどまったのか上がったのか、もうちょっとロングタイムで見ないとわからないと思えますけれども、いい傾向だと思います。

そういうのも含めてわかるようにちょっと資料をつくってください。

次、10ページ中段、直売所で、里の厨の里厨割の実施が書いてあります。これは、そのときにも大きく取り上げられましたし、私もいい企画だと思うんですが、やはりこの数がどうなっておるのかというのがこれを見てもわからないので、実績はいかがでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

里厨割は、里の厨で1,000円以上の買い物をされた方がそのレシートを提示することで伊藤公資料館の入館料を50円割り引くものでございます。

本制度の所管は、教育委員会でございますが、文化社会教育課によりますと、制度の始まった平成25年度は132人、26年度は85人、27年度は53人、28年度は8人となっております。

○笹井委員

やっぱりいろいろ聞いてみるもんですね。

今後も、この制度自体はいい制度なんで継続していただきたいと思いますが、ただ、今、直近が1年間で8人ということを改めて強く認識いたしました。

次、10ページの下に参りますが、直売コーナーについて28年度は6店舗が認定を受けていますと書いてありますが、これはどこでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

販売協力店の6店舗でございますが、マックスバリュ浅江店、マックスバリュ室積店、マックスバリュ光店、アルク光店、アルク光井店、イオン光店の計6店舗でございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。これはある程度の規模がないとやっぱり直売コーナー自体が成り立たないのかなとは認識いたしました。

次、11ページに参りますが、中段に学校給食での地元産農林水産物の促進についての掲載があります。ここは数字が出ておるんですが、実際にはどのような野菜や果物、品目は何が使われているのか。そして、どのような料理になっているのか教えてください。

○酒谷農業耕地課長

学校給食への納入品目でございますが、タマネギ、キャベツ、ニンジン、ジャガイモ、ハクサイ、ダイコンが主要な品目です。そのほかにも納入量を確保できるものは納入していると聞いております。

地元産食材を活用した献立につきましては、ニンジンを使ったけんちょうやキャベツを使った冬野菜のスープ、タマネギ、ジャガイモを使ったジャガイモのみそ汁などで、海産物ではヒジキを使ったヒジキとサツマイモのサラダやヒジキコロッケを提供したと聞いております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

では、その同じ11ページの目標の達成状況のところに、やまぐち食彩館の認定状況があります。目標どおり2店舗増加しましたが、ということなんですけれども、減少もあったということです。減少は別に聞くつもりはないですけど、結局、今どこが認定されておるのでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

食彩館の認定の2店舗でございますが、かんぼの宿ひかりと里の厨にありますお侍茶屋彦右衛門でございます。

○笹井委員

わかりました。私もこ要綱なんかを取り寄せて勉強したこともあるんですが、県産材の重量が全体の重さの何%以上みたいな条件があって、やろうと思えば、米と卵で親子丼だけだったらすぐできます。しかし、一方で加工品の、例えば麺類とかですと県産材で重量クリアするのは大変難しいんで、実際にはこのハードルがなかなか高いと認識しておるところです。

次に、13ページの下の段におさかなまつりとルーラルゆうゆうフェスタの終了に伴いということがあります。おさかなまつりは、予算のときと決算のときに聞いていますからいいんですけど、ルーラルゆうゆうフェスタについては割と県が主導してきた事業と認識しておりますが、これがいつ終わって、一応終わったときの理由というのはどのようなものだったのでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

ルーラル・ゆうゆう・フェスタの終了時期と理由についてでございますが、終了時期につきましては、平成25年度に実施したものが最後でございます。

終了の理由でございますが、このイベントは国道188号、国道437号線、周東地区広域農道沿線の朝市や直売所を結び、農村と都市との交流を促す広域的なイベントとして開催されましたが、各地域で常設の大型直売施設が整備されたことやイベントの実施日の日程調整などが困難になるなど、目的と現状が合わなくなってきたことから平成26年2月に実施団体であったルーラル・ゆうゆう・フェスタ推進協議会が解散となったため終了したものでございます。

以上です。

○笹井委員

道の駅とか特産品販売所の常設がない時代にテントで一斉朝市みたいなところからつくり上げてきたイベントだとは思っております。ただ、光市が立地的に入っているのがどうなのかなとちょっと疑問に思っていたところもあるんですが、今のお話を聞いて、やっぱり一応初期の目的みたいなものは達成したのかなと理解をいたしました。

次、32ページに加工と流通についての方向性が出ております。方向性としていろいろこういうのをやりますというのは書いてあるんですが、市民の方や市外の方で、実際に農産物や海産物を使ってこういうふうな加工をしてこういうふうな販売をしたいというような相談には乗れるのでしょうか。

生産者については、生産者がニューフィッシャー、ニューファーマーを受け入れますし、生産者自体がこの加工をするというのは、これは割とイメージがわきやすいんです。しかし、加工や流通だけの希望者というのも、これからそれなりに出てくると思うんですが、そういう方の相談というのはその所管部局なりで乗っていただけるのでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

本市では、6次産業化の促進を図るため、市の補助制度はもとより県を初めとする他の活用可能な制度の紹介を通じて参入への支援を行っております。

以上です。

○笹井委員

新しくそういうビジネスをしたいという人はいろいろ個人的な努力は当然ですけど、行政的にどこにどういう窓口があるかというのはわからないで相談に来られたりするわけです。例えば海産物、昆布になるんだか干物になるんだかわかりませんが、そういう加工を光市内でやりたいんじゃがという相談はそちらの水産のほうに行ったらとりあえずは相談には乗っていただけるのでしょうか。

○弥益水産林業課長

はい、結構でございます。

○笹井委員

同じ回答をしても、回答の重みで随分印象が違いまして、私としては今大変、いいお返事をいただいたというふうに思っております。

ただもうちょっと詰めていきたいと思いますが、加工にしたい場合、自分の家とかで加工すると言っても家庭用のものですから、やっぱりなかなか無理があるわけです。公共的なもので加工や実際の販売とか事業化の前の段階、チャレンジしたい場合に利用できる公共施設というのはあるのでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

加工の試作段階ということであれば、農村婦人の家と農産物加工センターの利用が可能であると考えております。

以上です。

○笹井委員

今、農業の施設で2つ出てきましたが、水産業については今のところないということになるんですか。

○弥益水産林業課長

今のところございません。

以上です。

○笹井委員

今、ちょっとテンションが下がってしまいましたが、では、加工場を新規に作りたいたんだがと、農業の場合でも漁業の場合でも、そういう場合は何か行政的な立地の規制とかはありますでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

加工場の立地自体には都市計画法や建築基準法により一定の制限があり、また加工するものによっては食品衛生法に基づく営業許可を要するため、整備すべき加工場の使用や面積などに制約があると聞いております。

以上です。

○笹井委員

私も仕事でいろいろ加工じゃなくて、料理ですけどもやっています、同業者なんかを見ると提供のほうは簡単なんです、なかなか加工になるとかえって施設基準が厳しかったりするような事例もあると聞いております。この辺具体的な事例が出てくれば、チャレンジする人は意欲はあるけれども、当然法的なノウハウはなかったりするわけですし、広い意味で創業支援なんかも含めて行政の相談と対応が必要になるところかなと

思っています。

最後、34ページの上から6行目ぐらいに地元産海産物が販売できる場の調査研究というのがあります。私としては、とてもここは期待をしてわくわくしてはおるわけですが、どのようなのを想定しておるのか、もうちょっとわかりやすく説明をお願いします。

○弥益水産林業課長

地産地消プランの策定に当たって市民アンケートを実施しておりますが、この調査結果では地元の農林水産物に関心を寄せている人が多く、地元の海産物に対する潜在的な消費者ニーズも高いものと推測されますが、一方で購入できる場や情報提供が不足しているといった御意見もいただきました。

プランにお示しした施策について、今、具体的なものを持ち合わせているわけではありませんが、今後そうしたことを踏まえながら地産地消の推進と観光振興の観点から調査研究を行っていかうとするものであります。

以上です。

○笹井委員

一般質問でも同僚議員が取り上げまして、最近海は海の駅とか海の直売所みたいなものができてきております。

従前にも大きな施設もあったわけですが、全国のいろんな施設を見てみますと、どちらかというと組織でやるよりも個人で対応ができるようなもの、農業でもそうですけど、私がつくった農産物ですというのを出す。漁業でも私がとった魚や貝ですというのを出すというようなほうにシフトしています。そっちのほうの方がもう親近感もあるし、安心もできるという形に流れがなってきたおるのかなと思っています。

光市には今のところ、農業のほうは里の厨があります。漁業のほうは漁協があって市場があって、市場を通して流通に乗せておるので、消費者側から見るとなかなか地元産と書いてはあるけれども、私がとりましたとか、ここでとれましたみたいな流通関係がお聞きしてもわかりづらくなっております。これからまた調査研究されると思いますけれども、ぜひこの地元の顔が見える、個人の努力が反映されるような場にしていただきたいと提言をいたします。

終わります。

○西村委員

ちょっと要望を1件したいと思います。

地産地消プランの中間報告、確かに承りました。字にすればこのような形になるんだろうと思いますが、ちょっと要望の前に聞いてみたいんですが、39ページに特産品化とかブランド化とか書いてありますが、水産、農業、どういうものが光の特産物でどのようにブランド化をされているのか、思いつくものをちょっと言ってください。今なければ、ないと言ってください。あればあると言ってください。課長さんでも部長さんでもいいです。

○吉本経済部長

委員さんから、今御指摘があったように、皆さん方も御一緒だとは思いますが、なかなかこの光市において、これだと言うのが難しい部分があるかと思えます。ただ、例えばヒジキであったり、それからハモであったり、それから梅を活用した加工品であったり、それからつんこぼしであったり、そういったものも光市の特産品というふうに我々は考えております。

ただ、全国に向けてそういったネームバリューと言いますか、そういったところがやや不足している部分もあるかと思えますので、今回のこのプランにおいては、それらの情報提供であったり、情報発信であったり、PRであったり、そういったことに取り組んでまいりたいということをご位置づけております。

以上でございます。

○西村委員

認識は同じだと思えます。今、つんこっていう話も出ましたが、皆さん、最近つんこ食べましたか。光産のつんこ。部長は確かお住まいは室積ですね。室積の地元の方でさえ、つんこを竹串に刺して干してるというのをもうほとんど見なくなった。僕はおとつい食べましたが、例えばカニなんかでもそうですが、カニもスーパーに行けばあるかと思ったらパックの中に入っていますよね。

先だって、くもじいというテレビで佐田岬のところをちょっと見たんですけど、四国の佐田岬の一番先には灯台があって、そこには漁協があって、そのワタリガニは岬ガニというタグをつけてブランド化して出している。うちらだつてとれるのは一緒です。だから、やっぱりもうちょっと情報網を張りめぐらせて、例えばハモなんかもそうです。一過性のもんで、僕は子供のころハモを食べたことなかったんですけど、いつの間にやら何とかハモとって京都のほうに行って高級品になっていました。やっぱりもうちょっといろんな人のお知恵を借りて、こだわってやり始めたらブランド化するまで、特産品化するまで支援をしてほしい。商売人の人がやるんですから、市役所の方がやるわけじゃないのでそういう支援をしてほしいと。

覚えていらっしゃると思えますけど、イワシか何かの特産品でポスターつくってやったことがありますけど、1年で終わりましたよね。それじゃあやっぱりあれなんで。

それと、要望したいのは、最後の42ページに目標の評価指標というところで近況値というのと目標値、平成34年ということで目標値ということで数字を上げていらっしゃいます。前をくってみれば達成できましたとか、達成できませんでしたとか、意外とあっさり書いてあるんです。その達成する努力をするために近い目標を選んだんでしょうが、ある意味中間報告ですね、いつか製品になるわけでしょうから、そのときにはこういうふうに考えたのでこの数字なんです。その数字に向かってこういう努力をしているんですという、ぜひ報告が聞きたいというふうに思っております。

以上でございます。終わります。

②光市観光アクションプラン（案）中間報告

説 明：芳岡商工観光課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○大田委員

地産地消プランやアクションプランなど報告をいろいろつくられて大変御苦労さまでした。

27ページの広域連携の強化について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

これに伴って9ページ、テーマに応じた観光メニューが選択できる観光地づくりでR188観光連絡協議会の設置が平成19年9月からというふうに書いています。それに伴って現在の岩国錦帯橋空港利用促進協議会に継続というふうに書いてあるんですが、観光協議会の設置は以前聞いたときには発展的な解消をされたというふうにも聞いております。そのところがどういうふうになっちょるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○芳岡商工観光課長

平成19年に設置されたR188観光連絡協議会は、平成24年に岩国錦帯橋空港が開設されたのを機に、その目的や構成団体が重複している部分も多いことから協議をした結果、平成24年度をもってその活動を岩国錦帯橋空港利用促進協議会に引き継ぐことを決定いたしましたところでございます。

以上です。

○大田委員

今、岩国錦帯橋空港促進協議会に継続されたと言われましたが、その後の経過はどのようなになっているのかお聞かせください。

○芳岡商工観光課長

岩国錦帯橋空港利用促進協議会の取組みということですが、まず、空路の運航自体としては、平成28年度から1日5往復、1往復増となり、平成29年3月から沖縄那覇線の就航・再就航、さらに本年3月に利用開始した立体駐車場の整備などの効果もあり空路の利用者数は増加をしております。

また、本市も利用促進協議会の会員として、平成28年8月にふるさと寄附金応援給付金のPRイベントを実施した際、パンフレットの配布や抽選会等が行われる中で観光パンフレットの配布や特産品PRを行いました。

また、先日、平成29年12月10日に行なわれた開港5周年記念イベントに、光市の観光協会とともに参加し、空港玄関口にPR・物販ブースを出店いたしましたところでございます。

以上です。

○大田委員

そういうふうにもいろいろやっておられるんですが、観光者数も110万人を達成目標とこう書いてあるんですが、それに向かって今後ともいろいろ努力してもらいたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

25ページに地元食材を活用したご当地グルメの開発促進による「食」の魅力づくりというふうにも書いてあるんです。先ほど同僚の西村委員からも要望がありましたが、私もちょっと要望をしてみたいと思うんです。

食づくりにおいてというふうにも書いてあるんですが、昨年じゃったですか、バドミントンの競技会が光市体育館で開催された折に土産物店が出ちよったわけです。その中で山口県の土産物って出ちよって、光はほんま、一部分なんです。どこにあるんかちゅって探さんにゃわからんぐらいの展示なんです。それに伴うて光の食とか、土産物なんかやっぱり光に特産品をつくらんにゃいけんと思うんです。それで、全国的にも行われているB級グルメ、あれも最初は少なかったんですが、今は日本全国を通してB級グルメブームになっておるんです。それじゃから、光市においてもこれが特産品になるよというような物をつくっていただくためには、年間を通してイベントを開いて、予算がない言いながらも少しでも報奨金っちゅうか出して、特産品の土産物ができるようにしてもらいたいと思うんです。それが1回目だけじゃなくてずっと継続したら、また光市の皆さんがだんだん参加数も増えてきて有名になってくるんじゃないかと思うんです。そういうふうにも今後とも土産物特産品なんかを光市発のぶんを今後とも進めていってもらいたいと思うんです。ぜひともやってもらいたいと思います。これ、要望としておきます。

終わります。

○笹井委員

では、観光アクションプランについて8項目、お尋ねしたいと思います。

まず5ページですが、ここに観光客の推移と内訳が出ております。今回こういうプランを新しくつくられるいい機会だと思ってお聞きするんですけども、この観光客の中の数字に市民が行っている集客イベントというのが集計されているのだろうかという疑問がありましてお尋ねします。具体的に名前を挙げないとわからないと思いますので言いますが、室積の椿まつり、普賢まつり、普賢寺今昔市、きものでぶらり、島田のBストリートマルシェ、浅江の鯉のぼりプロジェクト、大和のスポーツ公園でやっているマルシェ、伊藤公記念公園の肝試し大会、こういった主体が完全に市民のイベントについて、その集客というのは、この観光客の中にきちんと集計されておるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

本市の観光客数につきましては、海水浴客や花火大会など行事ごとに公表するものと9月議会において決算書とあわせて配付させていただいております主要施策の成果にまとめたものを掲載いたしております。

委員お尋ねの観光客数に市民が継続している集客イベントが集計されているかというお尋ねですが、先ほど挙げられたもののうち、集計をしているものは普賢まつり、きものでぶらり、鯉のぼりプロジェクトで、そのほかは含まれておりません。

以上です。

○笹井委員

マルシェについては観光じゃなくて販売かなとちょっとそこは考えるところもあります。一方で椿まつりは伊保木の地区が外からのお客さんを招いて楽しんでいただく祭りですし、普賢寺今昔市も骨董市ではありますが、室積の風情を生かしたイベントなんで、これはどっかの機会できちっと私は入れるべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

本市が公表しております観光客数は毎年県が実施、公表しております観光客動態調査と整合を図っており、その調査要件を踏まえながら集計を行っているところでございます。

また、観光客数につきましては、その年の実績数というものも大切ですが、経年変化を追跡し、傾向を分析することも必要でございます。そうした観点から既存のイベントに関してある年から新たに集計に加えるということにつきましては、若干の影響もあろうかと考えます。

今後、大きな集客を伴う新たなイベント等が開始されることがございましたら、その都度、県の担当課への確認も行いながら調査の集計に加えるものかどうか、個別に判断をしてまいりたいと考えております。

○笹井委員

確かに、実態が変わらないのに急に数字が増えたというのもおかしい話だなと思いますが、私としてはこういうアクションプランを作ったときなんか、いい一つの見直しの契機じゃないかと思って提言をさせていただきます。

次、9ページに10年間の成果があります。ここに何年から何が始まったという記載があるんですけど、これは全部、今現在継続されているんですか。終了した事業とか、あとさっきの同僚議員からありましたように解消されたような事業についてはきちんとその年月を記載すべきじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

観光基本構想の成果につきましては、構想に掲げたもの全てについて一つずつ記載は

しておりません。主なものとして9ページに記載をさせていただいております。変更したものについては上段にございますスターライトファンタジーの充実強化について、渚のライトアップへの変更年を記載をしております。

また、先ほどもありましたが、R188の観光連絡協議会を岩国錦帯橋空港利用促進協議会として継続したことについては記載がございますが、その年月等は記載がありませんので、最終案にて整合を図りたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

次、ちょっと17ページに飛びます。こちらのほうで観光ニーズに対応した新たな視点の導入ということで、体験できる観光ということで大まかめでスポーツ、農業、漁業、地域活動、イベントというふうに書いてあるんですが、具体的には何でしょうか。例えば、室積でありますと早長秋まつりという祭りがあったりして、これは文化、歴史的なイベントなんですけど、そういうところも体験できる観光みたいなものに考えておられるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

体験できる観光について御質問をいただきました。

観光ニーズ、また観光として捉えるものの対象が大きく変わってきていると感じております。先進例でも史跡や施設等を訪れるだけでなく、お寺で座禅や写経を体験したり、地域の伝統的な祭りに沿道沿いから観覧するだけでなく、地域の人たちとともに参加したり、スポーツも観戦だけでなくマラソンや自転車ロードレースへの参加や旅先、出張先でランニングやサイクリングで観光スポットを巡ったり、さらに自然が豊かな地方で観光客自らが実際に野菜を収穫し、魚を釣ったり、地元の人に教わりながら調理し、一緒に食するなど、文化、スポーツ、農業、漁業などの様々な産業、地域に根差した活動、イベントを巻き込んだ体験できる観光メニューづくりが求められているとしております。

お尋ねの早長八幡宮の秋まつりについては、室積山車保存会にお聞きしたところ、山車への参加は基本的に各自治会単位で取りまとめられており、保険の加入の対応などが図られております。現時点で保存会として公募等は行っておりませんが、こうした希望が寄せられた場合は踊山や他の山車に振り分けが行われているとお聞きをしております。

以上です。

○笹井委員

私も山車保存会の一応、特別顧問をやっていますので実態はわかっておるわけですが、山車保存会としてはやっていないんですけど、自治会とか山車の管理団体レベルではホームページをつくって引きたい人いらっしゃいませとPRしています。そのかわり参加料とか食事代があるんで有料でということをやっておるところがあるわけです。そうしたところがありますから、市のほうでも、そちらのホームページとリンクさえして

いただければ、あとはもうそちらに任せてできるのではないかなと思ったりもしたところですが。

今までは役所はあれはいけません、これはいけませんというのは必至にPRするんですけども、これから先は、こういうことができますとかこういうことはやってもいいですみたいなものを明示していただくと、光市に来ていろんな取り組みができると思います。

またお尋ねですけど、海岸で海水浴と釣りは大体どこでもできる場所が決まってわかっているんですけど、最近サーフィンとか水上歩行、水上パドルみたいなものもイベント等で見られるわけですが。こういうものはできるのか、できないのか。できるとすれば、どういうふうに記載すべきなのか。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○芳岡商工観光課長

光市の海岸でのサーフィンや水上パドル、水上歩行はできるのかというお尋ねでございます。

海水浴場開設期間中の遊泳区域にはサーフィンやジェットスキー、水上パドルの侵入はできませんが、それ以外の場所、期間においては可能でございます。

以上です。

○笹井委員

今回の中間案、最終案でも、今後の取り組みでもいいですけど、これがいけませんじゃなくて、こういうことをやってもいいです、ここでやってもいいですというようなことがあると物すごく受け入れ、参加しやすいということがあります。当然法的な規制などはクリアしたところになると思いますけれども、そういうイメージをしていただきたいと思えます。

特に、私が最近やっていますコスプレとかについてもやっていい、悪いがその管理者の判断で決まってしまう。黎明期はそれでも仕方がないんですけども、今、大分いろんなイベントとか文化、産業的に増えています。ここではこういう基準でやっていいんですというようなものをきちんとホームページで明示すれば、もっと観光客、利用者が増えると思うんですが、光市の観光サイドではそういうことの明記をされるようなお考えはありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

様々な場所でのコスプレ撮影の可否や基準について、またそういったものを市としてある程度取りまとめてお示しができるのかというお尋ねだと思います。

委員が仰せのように撮影される場所の所有者や管理者への使用許可を受けることが大前提になると思います。そういったものをさらに取りまとめて行政がということになりますと、現時点では考えておりません。

以上です。

○笹井委員

これは他県の事例ですけど、鳥取県に関しては県の地方事務所単位でそういうそのエリア内の観光施設等の撮影許可をインターネットで代理申請するというようなサイトを県の業務として立ち上げています。実際そのおかげで鳥取砂丘とか中国庭園、知事公邸庭園とかものすごいお客さんが来ておるわけですし、これはあまり手間がかからない。ホームページとその申請に応じた対応だけで、あとは中の話なので、割と簡単にできます。ぜひその辺まで私は踏み込んでいただきたいというふうに提案をさせていただきます。

次、20ページの光ブランドの創出、先ほど同僚議員からも指摘がありましたし、私もそれを聞いて、そのとおりだと認識しておるわけです。なかなか今ある商品のブランド化、光市の人が光市で作りましたみたいなものになるとなかなか現状、厳しい。加工場だけよそへ出ちよったりとか、よそから持って来たものが入ちよったりとかいうのが大変厳しい状況だと思うんです。こういう、新しい商品を開発するための支援というのは、このブランド化のその方向性の中に入っておるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

先ほどもご説明いたしましたアクションプランの方向性として3つを定めております。その一つに光ブランドの創出と魅力ある観光資源の創出を掲げております。

アクションの内容については、23ページからお示しをしておりますが、委員お尋ねの本市である新しい商品を開発するための支援につきましては、25ページの下段にお示ししております土産品や特産品の開発促進、ご当地グルメの開発促進による食の魅力づくりとして掲げております。

今後、具体的な支援をするかどうかにつきましては、現時点ではお答えしかねますが、現状においては周南地域地場産業振興センターが行っている周南サポート事業や周南ものづくりブランドの認定事業などのさらなる活用も行ってまいりたいと考えております。以上です。

○笹井委員

ご当地グルメみたいなものは、県レベルですと県の観光連盟とか、あるいは県の飲食業組合連合会みたいなものが取り組んではおります。じゃあ光市、あるいは周南地域でそれがどれだけあるかというと、もうほとんどないような状態です。これは、県事業なんであまり光市は絡んでない話ではあります。逆に市がやるべきことを私は県が先行してやっておる、市も本当それに対してうまいこと流れに乗るような動きがあってもいいんじゃないかと思っているところでございます。

22ページに今回観光アクションプランの総合計画がありまして、これを見ると大体どういう方向に行くのかなというのが見えるわけです。ただ、22ページに出ていないのが、外国人誘致策、県庁のほうではもうインバウンド推進室というふうに名称までなっておるんですけども、このインバウンドについては取り組まないのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

インバウンドへの取組みにつきましては、国や県の施策の中でも推し進められており、今回のプラン策定に当たってのアンケート調査でも記述がございました。このため、今回の計画では課題の中でインバウンドについて取り上げておりますが、一方で、海外はもとより国内での知名度が不足しているという回答も多く寄せられており、今回のプランではまずは本市の観光振興の土台となる観光資源の磨き上げ、発掘に重点を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

インバウンドというと外国からものすごくたくさん人が来るようなイメージがあり、結果そうなおる地域もあるんですが、初期の取組みとしてはそんなに難しい取組みではない。大体、外国の方もまず移動は公共交通で駅に来られます。今、山陽本線でも英語で次の、ネクストステーションは何かですみたいなのあるわけですし、駅にも駅名の英語表記があるわけです。そうすると、あとやるのは駅からの移動のバスで、バス停の英語表記、バス停の案内図の英語表記、それから市内バスの英語アナウンスです。あと、観光協会に英語の通訳できる方の緊急時の電話英語対応などができれば、その程度でとりあえず外国の方が光市のどこかに行きたい場合、主要なところは全部行けるわけです。そのレベルから取り組んでいただかないとそこから先につながらないということをちょっと提案をさせていただきます。

次、23ページに光をテーマとした話題性の創出ということで、まず、だるま夕日が上がってきております。

これは、私も家が近所なんでよく見るんですけども、時期が限られるんです。常にうまい具合のだるま夕日にならない。民間の方がホームページで光市内のだるま夕日はこの時期にここからがいいですというのを作っておられるんですけど、しばらくこの4、5年更新がないみたいで、最新の状況になっていません。

これなどは、市当局のほうでデータを集めて出せばずっと使える情報になるわけですが、こういうだるま夕日の撮影場所、撮影時間の案内などは取り組めないものでしょうか。

○芳岡商工観光課長

だるま夕日につきましては、日没する位置や時間等の一定の条件は把握することは可能でございます。ただ天候等の気象条件もあり、確実な発生を特定することは困難な状況だと認識しております。こうした情報の提供については媒体も含めて、今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○笹井委員

同じようにイワシの打ち上げがあります。これも光市らしいところ、風景ですが、た

だ、なかなか今までこういう公共的な計画にこのイワシの打ち上げ自体の文書が出てくることがなかったと思います。今回、ここに取り上げられていることは大いに私としては評価をしたいと思います。

ただ、イワシの打ち上げで過去いろいろ耳にしたんですが、これ拾っていいんだろいかみたいな話もあったわけです。ここに載っておるといことでお尋ねするんですけど、打ち上げたイワシを拾うことについては法的な問題は特にないでしょうか。

○弥益水産林業課長

山口県水産振興会や県漁協光支店に確認しましたが、法的に問題はないと聞いております。

以上です。

○笹井委員

ということですから、大いにPRして、光市の魅力の増進につなげていただければと思います。

最後の項目に参ります。

27ページですが、シティセールスと情報発信の強化に参ります。ここの③に映画、ドラマ、CM、プロモーションビデオ等の撮影誘致やフィルムコミッションというふうに書いてありますが、ここにアニメや漫画がないのはなぜでしょうか。

○芳岡商工観光課長

施策の例として映画、ドラマ、CM、プロモーションビデオ等の撮影誘致を促進することを掲げさせていただいております。

これまで実際に本市で撮影されたものを例示的に並べておるものでございます。アニメの制作について詳しく存じておりませんが、そういった制作過程においてそういった撮影工程があり、素材提供の調査等がございましたら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

市の姿勢として、ここにアニメ、漫画があるかないかというのは今後の展開に大きく影響してくると思いますので、私としてはぜひ入れていただきたいと提言をさせていただきます。

フィルムコミッションについて記載がありますが、光市には今現在、フィルムコミッションの組織はないと理解しておりますが、新しい組織を立ち上げるということを考えておるのでしょうか。それとも既存の観光協会などでの対応を考えておるのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

フィルムコミッション等の組織につきましては、実際に映画等の撮影を誘致し、また

それが実現した際の対応等について効果的、効率的な組織だと認識をいたしております。このため、先進事例や関係者にお話を聞くなど情報を集めながら、こうした取組みについて調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○笹井委員

フィルムコミッションについては、どうしても東京とか大阪とか大手のそういう企画プロダクションとかが光市を使ってやるかやらないかと、そういう話がないのに組織だけ立ち上げて開店休業になってしまうということがあります。

一方で、そういう流れがあれば、それに合わせて組織をうまく活動させれば、うまくいけば今後の活動にもつながる。県内でもそういうふうによくやられておる組織とか、方もおられますし、ぜひその流れを光市にもつくっていければなどは考えております。

当面、そういう話がないのに組織だけつくっても仕方がないので、そこら辺はよく状況を見ながら対応していただければと思います。そういった中で、映画、ドラマ、あるいはアニメなどでも風景の借用とか施設の借用なんかあるわけですが、やっぱりこの地方で撮影したいと、そういったロケハンティング、あるいは撮影許可の依頼が今現在あったら市役所としてはどこで対応するのでしょうか。

○芳岡商工観光課長

現時点でそういった問い合わせが県や撮影業者から寄せられることがあります。その場合は商工観光課、もしくは観光協会にて対応を行っております。

以上です。

○笹井委員

寄せられることがありますということで、過去にも幾つかそういう相談みたいなものがあったというのは私もちょっと聞いてはおるんですが、なかなか実現には至らなかった。実現すれば当然知っていますし、いろいろ参加もしていると思うんですけど、そこで、やっぱり相談がたくさんあれば、その中で1個か2個ぐらいは実現に結びついて行くと思うんです。まず光市でやる場合はここに相談してくださいとか、あるいは光市としてはこういうことができますみたいなもの、まずウェルカムな窓口がないと、相談しようにも相談しづらいと思います。こういったロケハンについての受け入れ協力について、ホームページでこちらのほうにご相談くださいというような告知を載せるべきだと考えますがいかがでしょうか。

○芳岡商工観光課長

そういったホームページの告知につきましても受入環境づくりを促進する検討の中で検討項目の一つとして捉えております。

以上です。

○笹井委員

そういう窓口があって、話があって、うまいことそれが進んで行くみたいなもの行政主導じゃなくて市民も交えてやっていくようないい流れというのを作らないといけないと思います。これが大変難しくて、あまり行政が前に出てしまおうとかえって撮影がしづらかったり、あるいはファンがつきにくかったりするという事例もいろんな映画とかアニメとかで見ておるわけです。ただ、最後はやっぱりその市の魅力を発信して、そこに来て、その良さを改めて感じてもらうと、それが観光につながる流れだと思います。

よく言われておるのが映画やアニメの聖地化ということで、その映画やアニメに出てきたものをそのまま体験できるというようなことを金沢の湯涌温泉とか茨城の大洗なんかがやっております。そういった聖地化の取組みについてお考えありますでしょうか。

○芳岡商工観光課長

映画やアニメの聖地化についての取組みということですが、今、委員さんからもありましたが、行政のほうは逆に先走り過ぎてかえって逆効果という御指摘もありましたが、やはりまず映画やアニメ等の作品があってこそ聖地化ということになりますので、現時点において取り組む、取り組まないについてお答えすることは困難だと考えております。以上です。

○笹井委員

これも映画やアニメがあった後のテクニックの話ですけれども、茨城の大洗では、車に乗ってスポーツをすると、車がぶつかったところは全部壊れたように傷を書いたり、補修をしたように見せかけたり、そういう仕掛けが随分受けておると聞いております。

もし、そういう話があれば、今、組織はないですけど、まずは観光サイドのほうでできるだけ受けていただいて、それに見合った市民協力を得て進めていっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○弥益水産林業課長

1点訂正をさせていただきます。

笹井委員からのご質問にございました水産物の加工施設に関する有無についてでございますが、水産林業課が所管する加工のための施設はございませんが、農村婦人の家などにおいては、漁業者による加工は可能であると考えております。訂正しておわびを申し上げます。

以上です。

○岸本委員

先日の一般質問で行政視察に行って参りました埼玉県東松山市のお話をさせていただきました。視察の内容は企業立地だったんですけど、その立地の話が終わった後、課長

が観光のことを話し出しました。時間は迫ってきているのに気が気じゃなかったんですけど、我が市の山で誰か子どもが化石を見つけた。それが話題になりまして、その課長がどうしたかという、その地層を全部ショベルカー、ダンプカーとトラックで公園に運んで、化石探しという観光企画を打った。そしたらこれが大成功しましたっていう話でした。

今、光市では、先ほどから話のあったイワシの海岸への打ち上げが、去年ごろから話題になっておりますので、これをどうにかうまく工夫されて観光に結びつけられたらいいんじゃないかと思います。

観光というのは、大体私たちが旅行に行くといったら温泉かグルメ、そしてお酒が好きな方だったら地酒、こういったものがあればあそこへ行ってみようということになります。ですから、今ここの資料には、ゆーぱーくの温泉がなかったですけど、この温泉を絶対入れなきゃいけないと思います。

それと、冠山総合公園のレストラン、これもグルメですから絶対イタリア料理ということで入れなきゃいけないと思います。また、新しい観光の資源として、夏場は牛島へ連絡船でクルージングしてみたり、民宿、古い旅館がありますけど、そこで昼食ぐらい食べられるような施設があれば連絡船を利用して帰る。どうしてもまだ牛島へ宿泊したいという方は旅館に泊まっていただいて海の幸を堪能してもらおうというか、新しい資源として牛島を活用していただきたい。

もう一つは島田川の上流から川下りというのはどうですか。最後はあそこのゆーぱーくで温泉に入ってアユかうナギがあればいいですけど、川魚、グルメを堪能して帰っていただく。

それと先ほど建設部のところで冠山総合公園でグラウンドゴルフをしたらどうかという話をさせていただきました。平地でのグラウンドゴルフはどこでもあります、ああいったきれいな公園の中でグラウンドゴルフができれば、私は一つの観光資源になるんじゃないかと思います。そこも考えていただきたいと思います。

以上です。

(2) その他 (所管事務調査)

○笹井委員

では、3点ほど。

まず、1点目、農道室積岩屋災害復旧工事が今だいぶん終わりに近づいてきておるとは思うんですが、計画どおり進んでいますでしょうか。開通の予定日はいつか、もう立っていますでしょうか。

○酒谷農業耕地課長

工事は順調に進んでおりまして、主な工事は完了しております。予定工期であります平成29年12月22日に完了できる見込みでございます。

以上です。

○笹井委員

わかりました。

次に行きます。室積漁港の駐車場問題というのがあります。漁港近くに集客スポーツ施設ができて、その利用者の車が漁港の土地にどんどん車をとめてしまった。それで、漁港用地なので市のほうで、くいで柵をされたというところまでは前回の議会で私も、確認をしております。この問題について進展があったというふうに私は認識しておりますが、当局としてはこの問題どのように捉えておられますか。

○弥益水産林業課長

漁港施設の適切な管理、保全については利用する漁業者等に光支店を通じて適切な利用管理、保全をお願いしております。

今回の一般車両の駐車の使用については、事業者が漁協と話をされ、漁協が所有される土地に駐車されているとお聞きしております。

以上です。

○笹井委員

いろいろトラブルはありましたけど、最終的に漁協の土地を有料で業者に貸して、その業者がそちらのほうにとめるように誘導しておく。その施設を見ますと、もう漁港用地の一般のところには停めないでくださいと、駐車場はここですからここに停めてくださいと、きちんと案内もされておりますし、そのとおり今誘導もされておるといふふうに理解しております。

であるならば、もう問題は解決したというふうに私は解釈しますので、今、杭やロープで漁港用地の一部を壮大に囲っていますけど、これももう外してよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○弥益水産林業課長

現在、くいやロープが設置してございます漁港施設につきましては、漁具保管修理施設用地としておりまして、利用する漁協、漁業者による適正な利用、管理が行われる土地となっております。今後も漁港施設の管理、保全の観点からも現状が適切であると考えております。

以上です。

○笹井委員

適切に管理するために固定のガードパイプとか、あるいは網で囲ってしまうというならそれも一つの手かなと思うんですけど、現地によりまして今まで広くて本当釣り客とかが停めておった。あるいは私も牛島のイベントをやったときに駐車場が足らんから、周りの駐車場に全部停めても車が停まらんから、そっちのほうに車を誘導したこともあるわけです。そういうふうに自由に使えるオープンエリアというのは必要だと思います

し、実際に漁具管理といっても、あそこに漁具を管理するほどの漁業者の船の数とか、漁業人数もそんなにおらんわけです。今みたいに木の杭でロープでやっておると、その内、こけたりとか、あるいは車で轢いてぶつかったりとかいう、問題も出てくると思いますので、一旦外した上で状況を見るべきだと思います。実際、今まで大体釣り客が空いているところに停めてたんですけど、囲われてしまったんでかえって通路に車を停めるようになってしまっている。そうすると通路の往来に問題が出てくるとい問題もたまに見るわけです。あそこの利用については、漁業施設ですから漁協さんとの相談にもなるわけですが、漁協さんからしても自分の余り土地がきちんと有料で貸し出せて収入増になっておると、私はいい話だと思っています。その上で問題が解決しつつある状況も踏まえて、漁協も踏まえて、あそこの管理状況は今のまま木の杭、紐で囲ったままでいいのか、ぜひ相談していただきたいと思うんですが、管理の中で相談することはできますでしょうか。

○弥益水産林業課長

漁協、漁業者、市も一緒になって運営委員会等々の場を通して協議をしております。この施設をつくり上げた背景、経緯からしますとやはり新規就業者も増えましたし、適正な利用を漁協、特にニューフィッシャーの方にさせていただきたいという思いがございます。適正な利用を今後も漁協と一緒に取組んでいきたいと思っております。以上です。

○笹井委員

木で囲った漁具で整理場所が使われておるんであれば、そういう判断もあるのかなと思います。実際にそこを使わなくても幾らでも土地はあると認識しておるんですけど、実際どうなんでしょうか。そこは何かしらの目的で今使われておる実績があるんでしょうか。

○弥益水産林業課長

少しずつではございますが、漁具を入れるかご等を少し置くなどされています。施設利用を少しずつでも認識していただけていると思っております。今後も漁協と漁業者と一緒に取組んでまいりたいと思っております。以上です。

○笹井委員

ちょっとこの問題すぐ解決するのかなと思ったら、もうちょっと私も状況などを見なきゃいけないという認識になりました。ただ木杭、ロープ、応急的立て看板みたいなもので今掲示されていますので、地元あるいは来客する人からすると、あれは漁師が占め出したとか掲示板で書かれたこともあります。実際に設置したのは市なんですけれども、それがやっぱりこういう問題があったみたいな尾ひれがついてインターネット上で変な話になっております。そこは実際に利用する漁師さん、それから漁協、そして管理する

光市の話し合いだと思いますけれども、はた目からみてもおかしくないような解決策のほうを考えていただければと思います。

終わります。

○岸本委員

新総合病院が今できつつありますけども、そこまで行く交通体系が現状今どようになっているか話していただきたいと思います。

○芳岡商工観光課長

平成31年5月に開院が予定されております新光総合病院に対しましては、公共交通網形成計画の施策例として、光駅周辺における交通網の整備の中で光駅から新光総合病院までの交通アクセスの整備などを掲げており、現在、商工観光課において検討を重ねるとともに、交通事業者との協議も行っているところでございます。その状況につきまして、現時点で申し上げられるものはございませんが、新病院への移動手段の確保につきましては、引き続き協議、検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○岸本委員

市民の負担、余り交通料金の負担が増えないように交渉していただきたいと思います。以上です。

○大田委員

虹ヶ浜海岸、室積海岸において、過去、風物詩みたいなことで、こも巻きがいっぱいされていたわけですね。今年はまだある部分、1カ所しかされてないんです。それは、なぜそねえなったかちゅうのを教えてもらいたいんですが。

○弥益水産林業課長

本年度は昨年度に比して確かにこも巻きの本数は減っております。事業量も減っております。現況を申しますと、こも巻きを行うことで得られるさまざまな効果を検証しているところでございます。

過去5年間におきましては、ほとんど害虫は確認されておりませんことから、規模の縮小を図ったところでございます。

以上です。

○大田委員

そのこも巻きちゅうのは大体いつごろから始まったんでしょうか。

○弥益水産林業課長

本市では、昭和40年代後半から50年代前半にかけて実施をしております。

以上です。

○大田委員

昭和40年代後半から始まったっていうのは多分、平生の永大産業が松を入れたときから松くい虫が広がったんで、その松くい虫退治で始まったんだろうと思っております。それで今ごろは余り害虫がとれなくなったから減ったんだろうな、という意識はあるんですが、風物詩として今までやってきたのに対して、なぜ今年、急に少のうなったのか疑問に思っております。もう一度お答えください。

随分減らした理由はなぜでしょうかということをお聞かせ願いたいんですが。

○弥益水産林業課長

減らした理由としましては、過去5年間、昨年においては1匹なんですけど、それより前4年間は松くい虫のほうを確認されておられませんことから規模の縮小を図ったところでございます。

以上です。

○大田委員

私のお聞きしたところでは、今年は児童対象に体験やら環境学習の場として行ったというふうにちらっとお聞きしたんですが、体験を行ったのはどこの学校でしょうか。

○弥益水産林業課長

浅江小学校と室積小学校です。

以上です。

○大田委員

その浅江小と室積小学校を決めた理由というのは何かありますか。

○弥益水産林業課長

過去の資料によるところでございしますが、平成21年に浅江小学校からこも巻き学習を行いたいと、森林組合を通じてお話がございました。それ以降は平成22年、こも巻きの体験学習を行っておりまして、平成26年から同様に室積小学校児童の皆さんと一緒に体験学習を行っております。

以上です。

○大田委員

今、浅江小学校のほうから森林組合を通じて体験学習をしたいというのがあったんですか。

○弥益水産林業課長

そのように資料にございます。
以上です。

○大田委員

浅江小がそういうふうなのがあったと。室積小は市のほうから頼まれたんですか。

○弥益水産林業課長

市のほうからお願いしたというよりも、双方にこういったこも巻き体験、こも巻きを行うということを取り組んでいきたいという気持ちの現われと思います。

○藤井経済部次長

浅江小学校のほうは先ほど課長が御説明しましたように総合学習ということで小学校から最初、森林組合のほうに御相談がございました。それで、現地の体験にということになったんだろうと思います。

室積小学校のほうにつきましては、私が課長でおるときに虹ヶ浜は浅江、室積は近いのは室積小ということで室積小学校のほうに御相談をして今に至っております。

以上でございます。

○大田委員

でも、学校の体験学習としてやられるというのであれば、私が思うのには島田小学校やら光井小学校も近いと、奥のほうに行けば大和の4小学校、周防やら三井小学校やらあると。そうしたら、こも巻きつつゆうのはこういうようなんですよ、風物詩でもあるし害虫対策でもあるからというんで全小学校対象にしてやることはできないものでしょうか。

○弥益水産林業課長

浅江小であれば虹ヶ浜海岸の松林があり、室積小であれば室積海岸の松林がそれぞれ地域の日々の生活の中で風を防いで砂が飛んで来るのを防ぐ松が密接な関係にあると考えております。

地域性の中の行動の一つとして子供たちが伝統芸能を受け継いでいくなど、それぞれの地域ごとに特性を生かした環境学習という観点から伝えていければと考えておりました、児童が参加しやすいなどの面を考慮し、現在、浅江小と室積小を対象としてこも巻きの体験学習を実施しているところでございます。

このため、全ての市内の小学校で体験することは現実的にはいろいろな面から困難であると考えております。

以上です。

○大田委員

今、困難であると考えておられるということですが、ぜひとも全市内の小学校で体験

学習として、立冬から啓蟄まで、188号沿いに光の風物詩であるこも巻きをやって、それなんかも観光の一環としてできるんじゃないかと思っております。ぜひともこも巻きはずっと今後継続してもらいたいと思います。要望いたします。

終わります。

6 病院局関係分

(1) その他（所管事務調査）

質 疑

○萬谷委員

新病院の建設について、お尋ねいたします。9月議会でもお尋ねしたんですけども、市内業者の受注具合というのをちょっとお尋ねします。あれから、3カ月ぐらい時間がたっておりますので、その辺のことをお聞かせいただければと思っています。お願いします。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

現在の施工中の工種を中心にではございますが、仮設工事、土工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事などを中心に、光市内の企業20社が下請として届けが出されております。

以上です。

○萬谷委員

20社ですね、わかりました。大もとが戸田建設なんですけども、そこから下請、孫請、下手すれば3次、4次というのがあると思うんですけども、そういう孫請から下請というところで、どの業者が受注しているのかっていうのが把握できるような体制とかは、ございますでしょうか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

施工会社より下請人届出書が提出されております。それによって、病院局が把握できる体制になっております。現在は、3次下請までが記入されております。

以上です。

○萬谷委員

それはだから、孫請からずっと下のほうまで全部把握できるという認識でよろしいですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

そのとおりです。

○萬谷委員

了解しました。

それでは、ちょっと1点、院外薬局について、多分そろそろ募集、公募をかけると思うんですけども、これは、公募型プロポーザルという理解でよろしいですか。

○川崎病院局経営企画課長

院外処方の場合の薬局の設置募集についてということでお答えをさせていただきます。

院外薬局については、医療機関に隣接することにより、処方箋をもらってすぐに薬を受け取ることができる、あと、特に体調が悪い際などは、移動距離が短いなどの利点がございます。

薬局の募集については、現在、他の公立病院の事例等を参考にして、現在、検討中がございます。募集については、土地の売却または賃貸の方向がございますので、それについて今、検討しております。

売却については、売却による収入が見込めますが、もし、何らかの事情により、経営が不可能となった場合などに、土地を転売されたりとか、されると、院外薬局として安定的に長期間にわたり、薬を提供するということが困難となりますので、賃貸であれば、一定の期間を設定して、終了後は土地を返還してもらおうというような形での契約も可能になりますので、現在、賃貸による方式で検討中がございます。

募集方法については、公募型のプロポーザルも視野に入れておまして、経営計画、運営計画、雇用などの地域貢献、施設計画スケジュール、あとアピールポイントだとか、あと賃借料だとかを評価項目としているところの事例がございますので、参考にしたいと考えております。

以上でございます。

○萬谷委員

新病院は、もう建設が始まっておりまして、薬局についてもそろそろと思っておるんですが、スケジュール等は何かありますか。

○川崎病院局経営企画課長

現在、そのスケジュールについても検討中がございますが、来年1月中に募集を開始して、本年度中に決定できる方向に進められないかということで、あわせて今、スケジュール等も検討中がございます。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。本年度中に、努力をするということですね。

これ、ちょっといろいろ思うんですけども、薬局について、市内業者に限るとか、県内業者に限るとか、そのようなことをお考えかどうか。それと、最悪というか、全国から公募されるというおつもりなのか、その辺をちょっとお考えがありましたら、お聞かせいただければ。

○川崎病院局経営企画課長

現在、その募集について、何らかの制限といたしますか、そういったところも、いろんなところの病院の募集の事例等を確認しながら、他の病院の事例等を見ると、県内にお

いて保険調剤薬局の実績があることを要件にしているところもございますので、参考にしたいと思っております。

以上です。

○萬谷委員

了解しました。よろしくお取り組みのほう、お願いいたします。

新病院が、当然、医療の面でも充実していくことを期待しておるんですけども、また、建設の部分でも、本体で70億円強の予算を投入しているわけですから、その最終的なエンドというか、その辺が光市内の下請、孫請という部分で落ちていくのが本当は理想なんじゃないかなとは思っております。

それも含めて、院外薬局のお取り組みのほうも、ちょっと言い方悪いですけど、やっぱり光市にお金を落とすという形を私どももよく考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○大田委員

先ほどの関連で、下請業者が約20社と言われましたが、今、掘削、軀体、鉄筋、型枠、それから仮設、今5業種あった中の20社ということですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

先ほど申し上げた工種以外にも、防火水槽の工事、あと建具工事、電気設備工事、あと警備でその下請の届けが出ております。

以上です。

○大田委員

それが、今、下請が20社全部、光市に関係している地元業者ということをお報告されたわけですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

今の工種で、光市内の企業が入っているということです。

○大田委員

先ほどの質問は、地元業者が何社ぐらい入っているかという質問じゃったと思うんですが、下請が何社じゃなくて、20社の中で何社ぐらい下請、地元企業が入っているかということをお聞きしたいんですが。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

今の20社が、全て光市内の企業です。

○大田委員

それ20社、全部100%、今、市内の業者ということと理解してよろしいんですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

下請の届けでは、全体で約140社ぐらい出ておりまして、そのうちの20社が光市内の企業です。

○大田委員

140社のうち20社が地元業者ですか。140社、それにしても業種が少ないですね、今言われた業種。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

先ほど申し上げた工種以外にも、地盤改良工事であったり、左官工事であったり、専門的なところもあるんですが、そういうところは市外業者が入っております。

○大田委員

いや、今言われた業種、ほかにまだ仕上げ工事でもいろいろあるんですが、防水工事も、それは、まだ決まっていないという感じを受けたわけですが、4工区に分けて、その都度決めておられるのかもしれませんが、140社で20社が地元で、140社決めておられるということは、今言われた業種の中で、7業種か8業種やったんですが、相当もう決まっていると私は理解したんですがね。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

まだ全ての工種についての届け出は出ておりません。内装工事であったり、先ほどのおっしゃっていただいた防水工事であったり、その辺あたりは、まだ届け出が出ておりませんので、これから増えていくのではないかと考えております。

○大田委員

それで、地元業者を育成するという立場で、こういうような建築工事やら出るんですが、地元業者が20社と、えらい地元業者も遠慮しちよるなと思います。その下請届なんかやったら、金額なんか出ると思うんですが、その把握というのはされておられるわけですか。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

確定しているものについては、金額まで把握はしておりますが、まだ確定していない部分につきましては、こちらではまだ把握していません。

○大田委員

いや、それは契約していない部分までも把握しちよるとは私も言いません。一応見積

りされているから、決まっている金額に対する型枠工事なんかこのぐらいと、極端な言い方したら1,000万円よと、出されるのが、下請業者が出た場合600万円とか、500万円とか、えらい低価格で出してるんだなという把握はしているんですかというのをお聞きしちよるだけです。

○小林新光総合病院建設室技術担当係長

低価格で出されているかどうかについては、把握はしておりません。

○大田委員

見積りされたからわかるでしょう。鉄筋工事が何ぼぐらい、型枠工事が何ぼぐらい、躯体工事のコンクリート工事が何ぼぐらい、それを把握しないで、全然工事金だけで出されるわけですか。そんなことないでしょう。見積りされたんだから、大体わかると思いますが、ちょっと後からまた見てください。

それで今、先ほどもう一つ、院外薬局で公募するというのは、1店舗ですか、2店舗ですか、3店舗ですか。それをどういうふうに思っておられるのか。

○西村病院局管理部長

今考えているのは、1店舗でございます。

○大田委員

競争する場合で、2店舗ぐらい一緒に出されたらと思うんですが、考えてみてほしいと思うんですが。

○西村病院局管理部長

現状の光総合病院の院外処方数が、大体200ぐらいでございまして、2店舗ということになると、かなり経営のほう为难くなるんじゃないかというふうに思っております。1社ということで、今、考えております。

○大田委員

わかりました。

次に移ります。いろいろ一般質問するときに、ドクターの確保とこういうふうにお聞きしているんですが、今回も確保されているんですかとお聞きしたときの返事が、大和病院の婦人科という言葉が全然出んじやったわけです。この4月だったか、婦人科の先生が退職されたんです。今、休診しちよると思うんですが、婦人科の先生の補充は考えておられるんですか。

○杉岡大和総合病院事務部長

3月に、前院長であります猪口先生がやめられて、4月からは、火、水、木と、診療は山大のほうから来られております。

以上です。

○大田委員

山大のほうから来られるから、火、水、木でもう満足ということで、考えてよろしいんですか。

○杉岡大和総合病院事務部長

昨年までは常勤の、院長でありましたから、5日間の診療もありましたし、産科のほうもやっておりましたが、今現在、実際に山大のほうから派遣いただいておりますのが3名ということで、多いにこしたことはないと思いますが、現状で、今の体制で診療しておりますということでございます。

以上でございます。

○大田委員

大和病院の整形外科も、山大の医局のほうに、ドクターが少ないから、こっちのほうで探してもいいよという了解を得たという話を、4、5年前に聞いておるんですが、その活動を今までどのぐらいされてきたか、教えてください。

○杉岡大和総合病院事務部長

今現在、山大のほうから直接大和総合病院のほうへの派遣はございません。そういったことで、関係病院でありますので、山大の医局のほうとお話させていただきまして、いろいろホームページ等の広告といたしますか、PR等をさせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

桑田先生が、1週間に1遍、3時から行かれてるんで、大変ありがたいことですが、大変苦勞されていると思います。やっぱり医師が総合病院に、最低でも1人常駐されるのが一番じゃろうと思うんです。だから、ぜひとも医師の確保に努めていただきたいと思います。

また話が変わりますが、現在、光総合病院の看護師さんは、130人から140人ぐらいおられると思うんです。それで、そのぐらいおられて、入院の稼働率が6割から7割と思うんです。それで、今、光総合病院は210床あるんですが、看護師数は足りる数なんですか、どうなんですか。

○田村光総合病院事務部長

現状の患者数では、看護師の数は足りています。210床の約80とか90%になりますと、看護師数が不足いたします。それを求めるときには、看護師の大幅な募集をかけていくことになるとは思っています。

○大田委員

大幅な応募をかけると言っても、看護師数も、応募してもなかなか来ないと思うんですが、すぐ来ると言うておられるわけですか。

○田村光総合病院事務部長

現状では、毎年20名前後の募集をかけていまして、それに近い数が採用できています。退職もありますので、一気にふえるということはございませんけども、患者数もそんなに一気にふえるとも考えていませんので、当然ながら新病院になるときは、必要な看護師の募集を、来年度、かけていきたいなとは思っています。ただ、それが開院後の患者数の動向を踏まえながらふやしていきたいと考えていますので、一気に210床分の看護師の数を募集することは考えていません。

○大田委員

いや、新病院になると、3名の医師の増加というように我々のほうには報告が来ているんです。今、そやから3名足りないから、そのぐらいで、6割率の稼働率じゃろうと思うんですが、3名の医師の増加じゃったら、当然、入院患者も増えるような計算になると思います。そここのところはどういう対応をとられようと思っておられるんですか。

○田村光総合病院事務部長

医師が1人増えて、例えば急に20名患者が増えるとも考えていませんので、徐々に医師の名前が知れ渡りながら増えていくものと思っておりますので、現状に即した看護師数にしていきたいとは考えています。

○大田委員

そうすると、新病院が新設された場合には210床ありますよと、今、そのまま移行して210床でやるのに、初めからもう空きの計算でオープンしようと考えておられるわけですか。

○田村光総合病院事務部長

最終的目的の病床数の確保をしていますので、開院してすぐに満床になるとは考えておりません。

○大田委員

満床にならなくても、80から90%ぐらいの入院率をするために、医師も3人ほど確保しますよという、我々の報告じゃろうと思うんです。そこで、なぜそこまで考えられないのかというのが不思議に思うんです。医師は、もう来ないと思うて、入院数も少なくて済むから、看護師数も少なくて済むというふうに、初めから進めておられるように、今、私はお聞きしました。せつかく新しい病院を建てられるのであれば、医師数も3名確保、まだ本当は多く確保してほしいんですが、それに伴うて、当然看護師数も増え

るべきじゃろうと思うんです。そこんところ、もう一度お聞かせ願いたいんですが。

○田村光総合病院事務部長

看護師数も、当然増やしていく想定をしています。実際の職員数に関しましては、人員計画、新病院ができた以降の人員については、各コメディカルを含めて、今年度きちんと数字を出して、来年度の募集をしていきたいというふうに考えております。

○大田委員

どうしても入院稼働率が、今、現在では6割から6割ちょっとぐらいの稼働率なんですよね。せつかく210床あるんだから、せめて80から90ぐらいまでの稼働率を設けるような医師の確保と看護師の確保、技師さんの確保をどうしてもしていかなくちゃいけないと思います。できるだけ、できましたからすぐ来ましたじゃなくて、その前にちゃんと確保して、準備するべきじゃろうと私は思っているんです。そこんところは、どういうふうに考えておられるか、もう一度お聞かせ願います。

○田村光総合病院事務部長

当然、病院側としても、医師確保がまず第一条件ですので、まずはその確保に力を入れていきたいというふうには考えています。当然、ほかの看護部等も必要ですが、まずは医師の部分からというふうに考えています。そのあたりは、多分委員さんと同じ考えだとは思っています。

○大田委員

その医師ですが、いろいろ詳しく聞いて、こういうふうにやっておりますというさっきの答弁ですが、病院が開いたからすぐ来てやってくださいというようりも、1年か半年ぐらい前から来て、そこにどういう人がおるかやりながら、なれていくのが当たり前じゃろうと私は思っておるんです。そこんところは病院はどういうふうに考えておられる。

○西村病院局管理部長

医師については、大学医局と交渉して、その辺で派遣いただくようお願いをしているところですが、やはりその時期というのがございますので、ちょっと早目というのは若干難しいというふうに考えています。

○大田委員

総合診療科とか緩和ケアの医師というのは、医局のほうには、今いないと思うんです。その確保、日本全国から連れてこられるじゃろうと思うんですが、そこんところの対応は、今、どういうふうにされているんですか。

○西村病院局管理部長

緩和ケアの担当の医師につきましては、一般質問でお答えしておりますように、今、1人の医師とコンタクトをとっているところでございます。

総合診療科につきましては、総合診療科の医師を確保というのではなく、内科でも、外科でも、整形でも、何科でもいいんですが、1ほど、一人でも多くの医師を光総合病院のほうに来て、派遣していただいて、その中で、総合診療科のそういった専門の資格を持っている先生は、何人かいらっしゃいますんで、その先生が総合診療科のほうに順番で当たるといふような体制がとれたらいいのかなというふうに思っています。

○大田委員

そしたら、内科の先生が総合診療科の医師の資格を持っておられたら、総合診療科のほうに回られるとか、外科の先生がそのほうに回られるとかというふうにしようと考えておられる。

○西村病院局管理部長

今、光総合病院にも、何人か総合診療科のそういった資格を持っている先生がいらっしゃいますので、そういった先生がローテーションで回られたらいいのかなというふうに思っています。

○大田委員

そういうふうになると、医局のほうには、内科の先生をお願いします、外科の先生をお願いしますといったときに、総合診療科を回ったんなら、うちの医局は内科を回したんだと思われるんじゃないかと思います。そこところは、医局の考えは私の想像だけですが、そういうふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○西村病院局管理部長

総合診療科ということで派遣を求めているのではなく、新しい病院がありますので、一人でも多くのドクターが来ていただければということで、派遣に努めているということでございます。

○大田委員

ぜひとも医師と看護師さんを集められて、病院の入院稼働率も上げていただきたいと思います。終わります。

○土橋委員

きょうは、管理者であります桑田先生も出席をされておりますんで、お聞きをしてみたいと思います。

先生は、外来診療あるいは手術、入院患者への対応、大和病院への午後3時からの診療と頑張っておられることは、十分理解をいたしておりますし、感謝もいたしております。

しかしながら、議会への欠席が気になっております。12月6日にも、立ち話ではありましたが、この話はいたしました。今後、議会出席についてはどういうふうにするのか、その辺について、まず最初にお尋ねをしてみたいと思います。

○桑田病院事業管理者

議会に出席はしなくちゃいけないと思っているんですけども、なかなか先ほど言っていたように、病院のほうの業務は結構たくさんあります。ですから、例えば曜日によっては、どうしても議会に出れない日もございます。

例えば月曜日とかは、朝から外来をやっています。それが早くても1時、遅かったら4時ぐらいまでかかります。そうすると、丸々その時間帯、出てくることができません。また、火曜日は、朝からずっと手術をやっていますので、私は、午前中は外来をやっております。それが大体1時、2時までかかります。その後、手術に入ります。そして木曜日は、外来をやった後に大和に行く日もありますので、全くそういう意味では時間がとれません。

いわゆる水曜日と金曜日のほうは、午前中は特に予定はないんですけども、本来であれば、その午後にもいろいろ診察なり手術をすることがございます。

そういう意味で、議会の予定が入ったときに、水曜日と金曜日はできるだけ出るように考えております。その辺をちょっと御理解していただければと思っております。

○土橋委員

さっきも言いましたように、12月6日にも立ち話でありましたが、お話をしました。大変失礼な言い方かもしれませんが、議会に出られないというような話を前面に出すと、それは私としては不本意であっても、それならどうして管理者になられたんだろうかと言わざるを得ない。その手の話も6日の日にはしたと思うんです。

だから、百歩譲ったにしても、俺んところはこういう事情やから出られんやというだけじゃあ、私は理屈として通らんのかなと思います。言葉は悪いけども、何か唯我独尊みたいな形でやられたら、正直言って、管理者なのか、院長なのか。ドクターのほうを優先をさせるのであるならば、管理者っていえば、何から何まで皆把握をしとかなきゃならんやろうし、指示もせにゃならんやろうし、ついでみたいな形でやられるということはないとは思いますが、そういうふうになる。

現に、議会というところは、これも失礼な言葉ですけども、あなたの時間に合わせて、都合に合わせて日程を決めるわけじゃないですね。水曜日も金曜日も、場合によっちゃあ出られんときもある、月、火、水、木、金というのは、基本的には出られん可能性があるんだということになると、ちょっといかがなものかというふうになる。

片一方のほうは、それはさっきも言いましたように、ドクターとしての関係は、この忙しいのにこんなにもやってもろうちよるとするのは、それは、それぞれ関係者から聞いていますので、けども、そのことと管理者の立場っていうのは、私は違わなきゃならんと思うんです。

これまでの出席状況を見ましても、言われたように、月、火、水、木、金のところでも、欠席になっているところがあるわけです。6月、9月、12月を見てみましても、これじゃあちょっと論議にならんのかなと思うんですけどね。

○桑田病院事業管理者

全く出てこれないということというのは、ないと思いますけどね。私は、一番最初、9月のときには、どういう状況とかわかりませんでしたので、一応午前中ということで出しておきました。ただ、そのときも月曜日に1回休診して出たこともございます。水曜日にしても、金曜日にしても、午前中は私、出たと思います。午後は、出ていなかったかもしれません。

ただ、そういう事情はどうしてもあるんですけども、決して今の事業管理者の職をないがしろにしているわけではございませんし、それに対して今から頑張っていこうという気はあるんですけども。

○土橋委員

別に先生をやり込めようちゅう気はないんですが、例えば、この前、私が一般質問をやったのが、6日でした。6日の昼一で、私はあなたに質問をしようと思ったら、昼からおられないということでした。質問者の立場に立ってみても、あなたに質問をしようと、お尋ねしようとしているのに、あなたがおられない。変な言い方ですけども、私は、どうしたらいいんですか、そういう場合。そういうことなんですよ。

○桑田病院事業管理者

私も、6日の日は午前中に出ておりました。できれば土橋委員の御質問があることは伺っております。ですから、もしできましたら、その順番を変えるとか、そういうことはできませんでしょうか。午前中は、私、ずっとおりましたんですけども。

○土橋委員

ちょっと休憩してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○桑田病院事業管理者

今後、できるだけ議会に出席するように努めますので、それでよろしく願いいたします。

○土橋委員

休憩中に何が起こったのか、私、わからんですが、その辺の説明はないんですか。いや、そういう話で了解をしていたちゅうこと。

○委員長

答弁として、今おっしゃられたのが全てであります。

○土橋委員

実は、ここまで来たら皆言ったほうがええと思うんじゃないけども、私は、そういうような事情があるんなら、管理者が出られないときには、せめて事務部長と西村管理部長で対応されたらいかかというような代替案みたいなものも出しました。あなたをご存じかどうかは知りませんが、それは、ご存じですか。

○桑田病院事業管理者

その話は、いわゆる管理部長と事務部長がかわりに出るということに関しては聞いておりません。

○土橋委員

聞いてない。私は、蹴られました。だから、私は、それなら管理者として出なさいと、当たり前の話だと。出られんのなら、管理者として引き受けなきゃいいじゃないかと、こうなるわけですよ。

それと、こういう手の話っていうのは、事を割って話をしよるときに、あなたにもそんな話が通じないという、パイプが通っていないんです。少なくとも管理者になれば、そういうことも含めて知っておかなきゃならん、私はそう思う。

それと、あなたが、私は出られんので、あんたらのほうで何とかならんのかとこういうような言い方だったと思うんですけども、例えば、どういうことがあるかといえば、6日の日に、私は午後1番に質問に立つわけです。しかし、午前中であなたは帰られた。そうなってくると、議会としてどうなるのかといえば、じゃあ、あなたがおられる時間帯に私の番を繰り上げんやいけんわけ。繰り上げるちゃうことになると、代表者会議で論議するのか、議運で論議するのか、何番目にやらせるのか、いや、やらせないのか、くじで決まりますから、そういう問題もあるわけです。

だから、そんな問題やこんな問題をきちっと話をつけとかなきゃいかん。だって、あなた、それは事実やからあれですけども、管理者としての報酬もいただいているはずですよ。俺は医者の方が忙しいんだって言うのも、理屈としては成り立たん話なんです。もし、両立ができるっていうんだったら、前の管理者の方は何だったのかということにもなりかねない。

この問題は、管理部長、あるいは管理者が、こういうふうなことになったんだけども、いい方法を教えてもらえないかっていうような形で、議長に話をしていただきたい。そしたら、さっき言ったような形で話があろうかと思えますから、よろしくお願いします。いいですか、管理部長もいいですか。

○西村病院局管理部長

土橋さんの御意見、重々理解いたしました。

○土橋委員

それじゃあ、次に移りたいと思うんですけども、稼働率の問題をちょっと管理者にお聞きしてみたいと思うんですけども、先ほど来から話が出ております。平成18年の稼働率が、ベッドの65%というような数字が出ているわけでありましてけれども、なぜこの問題を取り上げるかという、先生も御承知のように、2025年に向けた医療供給体制の再編、いわゆる例のベッド数の削減の問題があるので、聞くわけですね。改めて聞くんですけども、210床というのは、本当に必要な数なのかどうなのかということでもあります。稼働率が65%ぐらいだったら、いの一でベッド削減の対象になるんじゃないんですか。

○桑田病院事業管理者

お答えします。

地域医療構想によって、恐らく2025年には、病床数の削減をというようなことが生じる可能性はあります。今、そういう会議がずっと行われておりますけれども、なかなかベッド数自体を減らすとか減らさないとかいうことに関しては、今のところまだ議論中で、そこまで議題に上がっておりません。

ただ、今後、例えばベッド数を減らすということになった場合に、公立の場合は、やはり県のほうからの命令で動きますので、そういうことは十分考えられると思います。

○土橋委員

そうなんです、公立病院と民間病院を比べてみて、民間病院なら、乱暴な言い方したら、断るということもできるかもしれませんが、国の方針でやるということになると、公立病院は半ば問答無用のような形でやられるんじゃないかという心配があります。じゃあ、210床にふさわしい光総合病院としての医師の数というのは何人ぐらいで、稼働率が上がったときのことを考えて、何人ぐらいが、願望になるかもしれませんが、必要だと思われているわけですか。

○桑田病院事業管理者

具体的な数に関しては、今現在はちょっとわかりません。ただ、今、土橋委員が言われたように希望ということであると、あと3人ぐらいじゃないかと思います。

○土橋委員

光医師会との関係をちょっとお聞きをしてみたいんですけども、仲よくすることは大事だと思うので、そういう前提で聞いてみるんですけども、現在のところの病診連携については、どのような見解を持っておられるかというのを、先生の見解を聞いてみたいんですけども。

○桑田病院事業管理者

病院連携に関しては、大変重要な問題と思っています。やはり紹介、逆紹介、そうい

うことをするという、そして、紹介をされればしっかり受けるという、こういう2つを主に医師会としっかり、光市の市民のために一緒に頑張っていく必要があるかなと思っています。

○土橋委員

それと以前、守田管理者の当時のお話ですけども、正確な呼び名かどうか、私、わかりませんが、いわゆるオープンシステムについては、今、現実には制度としてはあるんですか。

○桑田病院事業管理者

今、オープンシステム、システムとしてはございません。

○土橋委員

稼働率の問題で、それが数の中に入るかどうかちゅうのは、私、わかりませんが、そういうようなものを含めて稼働率を上げていくというような、そういうお考えはないんでしょうか。

○桑田病院事業管理者

稼働率を上げることにに関して、オープンシステムが果たして有効かどうかというのは、僕は疑問的だと思います。むしろ、病診連携をしていって、紹介していただく、これが一番稼働率を上げるものでないかと思っております。

○土橋委員

国保の加入者が、光では人数にして大体、約1万3,000近くやろうと思うんですけども、光総合を利用する国保加入者、確か守田先生やったか、言っておられましたけれども、入院患者で20とか、外来で30とかってというような形で、50%は光市以外のところの病院に行っているというようなお話を聞いたことがあります。ましてやその他の社会保険なんかも、これはもっと多いやろうというようなことを言っておられました。こういう言い方もよく、正しいかどうかわからんですが、この辺のところを光総合なりに来てもらえるような病院にするというような、何かとんでもないような発想みたいなものはあるんでしょうか。

○桑田病院事業管理者

実質、国保の患者さんが何%というのは、申しわけありません、存じ上げません。ですから、それに対してお答えできませんが、例えば、うちの病院に来るのにとんでもない発想というのは、特になんかありませんけども、一つ挙げるとしたら、例えば整形外科なんかでも、こういう手術ができる、こういう分野ができるというのが、現在どんどん市民の方に知られてきていると思います。そうなってくると、患者さんが増えてくるようになっていくと思いますので、各科の特色のあることをどんどん発信していくことが必要

じゃないかと思っております。

○土橋委員

私は、先生に言うのも恐れ多いんですけども、光の医師会との関係が良くなれば、よそに行く、外来であれ、入院であれ、低くなるんじゃないかなど。俗にいう光を紹介したら、客を取られる、患者を取られるというのがあったじゃないですか。昔からよく言われるんですけども。だから、そういうような稼働率アップのための何か、今言うたようなものというのは、医師会とのつながりを大事にする中で、光総合に紹介状を書いてもらうというような、雰囲気を作り出すようなものというのは、必要なんじゃないかと思うんです。先生にこういうことを言うたんじゃあ、かえって釈迦に説法なんで、あれですけども、どういうお考えですか。

○桑田病院事業管理者

先ほどおっしゃったとおりで、医師会とのつながりが大事だというふうに感じております。

ただ、私たちが、患者さんを取るというのは、それは何年ぐらい前でしょうか、最近僕はそのように思っておりませんし。

○土橋委員

大和病院と光総合のあり方懇みたいなのができましたよね。任務分担みたいなような形でやったときぐらいの話で、もっぱらそのことが論議されたことがあるんで。

それと、気になっているのは、管理者にお聞きをしてみたいのは、大和病院、光総合はもう新築移転にもうなって、今、工事にかかっているわけですね。大和病院は、耐震化はどういうふうにされようとしているのかということをお聞きしてみたいんです。

○桑田病院事業管理者

耐震化に関しては、今、そういうことは私も聞いております。問題は、それに対する資金の問題はどうかということもありますので、今、検討はしていますけども、実際には動いていないというところだと思います。

○土橋委員

資金の問題だけでしょうか。私が、何ていうか、聞いているものは、耐震化をしようと思ったら、患者さんをなんとかして、どこかに移さなきゃならないので、というようなことだったと思います。いろいろ聞いてみると、私自身それじゃ、いつになっても耐震化はできないよという結論に、いたっちゃるんです。

だから、その辺のところを、そうはいうても計画は立てないと、まずいんじゃないかと思ってお聞きをしたんです。何か補充するところがありますか。

○杉岡大和総合病院事務部長

今、委員さんのほうから言われました大和病院の耐震化でございますが、以前、常任委員会のほうでもいろいろと耐震がないというお話はさせていただいております。

そして、平成28年でございますが、耐震補強計画策定業務というのを行っております。その中で、一応基本計画書をつくっておりますが、基本工法並びに、仮に工事をした場合の工事期間、それと、いろんな工事する上での問題点や課題を上げております。

その中で、今申し上げましたように、以前からそういった工事費の問題というのは、かなり大きな部分を占めるわけなんですけど、一番に、やはり今現在、大和総合病院につきましては、回復期並びに療養病棟につきましては、ほぼ満床状態の99%の稼働率で運営を行っております。

やはり耐震工事をやるということになりますと、その患者さんを一時動かさないといけない。やはり患者さんの移動といいますか、仮設病棟を建てるとしても、ドクター、看護師等の動線とか、それと、また動かすことによって、患者さんへの御負担、特に一番は、耐震工事における振動、ほこり、粉じん、そういったものがかなり療養環境に影響が及ぼすということで、今現在、計画が立てていないという状況でございます。

○土橋委員

悩ましい話で、こねえすりゃあこねえなる、あねえすりゃこねえなるというんで、結局は答えが出ない。決断しかないんですけども、答えが出ないという状況ではあります。でも、そうはいいまして、耐震化の問題については、私もこれから、また議会で取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと今、新築移転の問題で、病院までの交通手段といいましようか、これが、光市政の中でクローズアップされているわけです。光駅と病院を結ぶというようなものが出ちゃあおるんですけども、これは、私、聞いたことあると思うんですけども、電車を利用して病院に来る人、あるいはバスを利用して病院に来る人、自分の車か、あるいは家族の車で一緒に来る人、そういうふうなものでアンケート的なものを以前、取られたんじゃないですか。

○西村病院局管理部長

以前、そういった患者さんが、どういう交通手段で来られたかというアンケートを実施したことはございます。

○土橋委員

問題は、その次が聞きたかったんですけども、非常に驚いたんですけども、非常に少ない数だったというふうに記憶しているんですけども、違いましたか。

○西村病院局管理部長

少ないというのは、何が少ない。

○土橋委員

人数がです。

○西村病院局管理部長
何の人数。

○土橋委員
いや、電車に乗って、光駅におりて、市民病院に診察に来る人、バスで市民病院に来る人、そういう意味です。

○西村病院局管理部長
今、土橋さんが言われたとおり、電車またバスを利用される患者さんは少数派ではございます。

○土橋委員
かなり少数派であったとは思いますが、今、交通手段について動いていますから、この前私、病院でお世話になったときに、アンケートをお願いするというので、書きました。交通手段の問題についてのアンケートも、データとして必要だと思うので、取っていただければと思います。

それと、私ばかりというのもあれですから、緩和ケアのことについてちょっと教えていただきたいんですけども、この周辺では緩和ケアが20床予定をされているということでありました。この周辺では徳中、周東、岩国でやっておられる。光総合の考えている対象患者さんというのは、どのような患者さんを言われるのか。私は、何か所、5、6か所だと思うんですけども、緩和ケアという名の施設あるいは病院で、勉強させていただきました。

けども、光総合が考えている緩和ケア病棟というのと、私どもが見にいった緩和ケア病棟というのは、違うような気がしてならないんです。私なんかが行ったときには、いわゆる終末医療っていいでしょうか、そこに入ると、大体40日が限度だというようなお話は、ずっとその手のお話を聞いてきました。しかし、光市は、いや、違うんだ、そうでない人も入れるんだというような話を聞いたんで、ちょっと次の質問もありますんで、その辺はどうなのかというのを教えてください。

○田村光総合病院事務部長
以前からのことがありますので、ちょっと私のほうからお答えさせていただきます。
終末期医療は、当然緩和ケアの中に入りますが、それ以外に、今、新たに設置して目指しているのは、緩和ケアのほうで心と体のケアを実際に行いながら、在宅に戻れることを目指していています。

それを、どこがそういうことをやっているかと言われると、この近隣では、私が訪問したのは広島県立の緩和ケアのそこの担当の医師、それが、在宅を目指した緩和ケア病棟をやられています。

それは希望であって、実際に全てそういう方になるかじゃなくて、将来的にはそういう形が最もいい形じゃないかなというふうに思っています。

○土橋委員

いや、私は、頭の中の知識は、緩和ケア病棟での看護師さんの役割だとか、あるいはボランティアの役割みたいなのが、頭にあるんです。だから、光は、私の思っているような病棟じゃなかったら、ボランティアなんていうのは全く関係のない病棟なのかなというふうにも思いますが、その辺はどういうふうに理解したらいいですか。

○田村光総合病院事務部長

ボランティアさんとか、一般の緩和ケア病棟、現状でやられている緩和ケア病棟のボランティアさん等も、当然必要としてきます。

ただ単純にホスピスと言われる形だけでなく、本当に気持ちも体も少し元気になって帰り、在宅でも生活できるということを目指していきたくというふうになっていると。

○土橋委員

私も理解するのに、わかったような、わからないような状況でありますので、またこの問題は引き続き教えていただきたいと思えます。

最後に、医師確保のことの関連でお聞きをするわけでありませぬけれども、先ほど来から処方箋の問題がいろいろ出ています。私は、医師の情報を持っているのは、処方箋で働いているという意味じゃなしに、そういう処方箋でいろいろと病院に薬を売って歩く人たちがいるじゃないですか。ああいう人たちのほうが、逆に医師の情報というのはたくさん持っているんじゃないかというふうにも思えるんです。この際、そういう意味合いにおいても、どういうところに処方箋屋さんをというのを選定の中には、入れてほしいというふうに思っております。

これは、答えは結構ですけれども、やはり医師確保に協力体制ができるような、そういうようなところがあるとするならば、そういう処方箋屋を認定してほしいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

これで質問を終わります。

○磯部委員

済みません、1点だけ確認をしておきたいことがございます。最初に萬谷委員さんがおっしゃい、今、土橋委員さんもおっしゃいましたけど、院外薬局についての公募を、来年1月ぐらいから今年度中にはそのあたりをお示ししたいという計画というふうにお聞きいたしました。以前から、やはり条件としていろんな制限をかけられているというふうにおっしゃいました。かかりつけ薬局としての位置づけというのは、非常にこれから大きくなっていくので、医師会、歯科医師会、薬剤師会、この3師会の会員に加入していただくというのは、これからの地域包括ケアシステムを構築するに当たっても、非常に大切なポイントになるのではないかなというふうに認識しています。病院当局とし

ではどのようなお考えなのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思っております。

○西村病院局管理部長

今、磯部委員さん言われたとおり、薬剤師、これも今から地域包括ケア、病診連携いろいろやっていく中で、その役割は非常に大きいものであるというふうには認識しております。

他市におきましても、その募集要項の中に、薬局開設時には薬剤師会に加入していることというのを要件にしているところもございます。

ただ、特定の法人会の入会をとというのは、ちょっと若干違和感はあるんですけども、実際そういうふうに行われているところもございます。それについてもちょっと検討させていただければというふうに思っております。

○磯部委員

小さい大きいにかかわらず、そこの経営者が、そういう意識があるということは、非常に大切なことでもあります。新しい光総合病院が地域の中核的な病院施設になるためには、そこを受ける薬局というものも、かかりつけ医としての役割が十分大きなポイントになろうかと思えます。うまくそのあたりを条件として入れていただけるように、お願いを申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○西村委員

先行委員の質問の中に、地元の下請業者の答弁がありました。それで、先行委員も、新病院の進捗については、我々にきちんと情報を伝達してほしいということでした。今日聞いたら、下請業者の届け出が140社もあって、そのうち地元業者は20社、これは、ちょっとびっくりしました。20社って聞いたら、いかにも多いように聞こえましたが、受注金額が幾らなのかはお答えがありませんでしたが、140社ある中の20社と聞いたら、1割ちょっとじゃないですか。

それで、我々はプロポーザルの中身を知りませんから、戸田建設は、プロポーザルのときに、地元の業者をどういうふうを活用するのかというのを、採点でどういうふうに行われていたのか、ぜひご教授お願いしたいと思えます。

○西村病院局管理部長

戸田建設のプロポーザルのときに示された内容ではございますけれども、市内企業リストを作成して、特定の企業に集中せずに、できるだけ数多くの市内業者から採用したいということ。また、1次また2次協力会社が市外企業の場合、2次・3次協力会社に市内企業を採用するように指導をしたい。また、1次協力会社が市外の協力会社の場合には、見積もり徴収時に市内の2次・3次協力会社を採用するように指導をするというふうな提案がなされております。

○西村委員

業者さんには、ぜひその約束を守ってほしい。その提案が実行されれば、どうして140社のうち20社が地元業者なのか、筋が逆でしょう。例えば、受注企業が50%を超えているとかいう報告があれば、うん、なるほど、我々地域の代表の議員としても、地元の業者さんの活用をお願いしているよと、結果が出てるじゃないかと言えます。しかし、たった20社で、私たちの耳の中に聞こえてくるのは、こんな金額で受注できませんよというのも幾つも聞いているんですよ。だから、戸田建設さんには、ぜひ、そのプロポーザルの内容をきちんと履行して、どのような成果が結果として出ているのか、どのように努力をしたのか、ぜひ、我々議会にもわかるように報告を求めてほしいと思うんですが、いかがですか。

○西村病院局管理部長

今委員さん言われたとおりでございます。私どもも、戸田建設のほうに、今後、市内業者を積極的に活用するようにお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○西村委員

よろしく申し上げます。